

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社アクシージア

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
2. 事業等のリスク	19
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
4. 経営上の重要な契約等	31
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	42
第5 経理の状況	52
1. 連結財務諸表等	53
(1) 連結財務諸表	53
(2) その他	87
2. 財務諸表等	88
(1) 財務諸表	88
(2) 主な資産及び負債の内容	100
(3) その他	100
第6 提出会社の株式事務の概要	101
第7 提出会社の参考情報	102
1. 提出会社の親会社等の情報	102
2. その他の参考情報	102
第二部 提出会社の保証会社等の情報	103
第三部 特別情報	104
第1 連動子会社の最近の財務諸表	104

第四部 株式公開情報	105
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	105
第2 第三者割当等の概況	106
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	106
2. 取得者の概況	108
3. 取得者の株式等の移動状況	110
第3 株主の状況	111
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 清田 瞭 殿
【提出日】	2021年1月15日
【会社名】	株式会社アクシージア
【英訳名】	AXXZIA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 段 卓
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目3番1号
【電話番号】	(03)6304-5840（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 康人
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目3番1号
【電話番号】	(03)6304-5840（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 康人

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期
決算年月		2019年7月	2020年7月
売上高	(千円)	3,448,507	4,290,404
経常利益	(千円)	1,383,096	1,030,348
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	903,876	717,371
包括利益	(千円)	901,186	712,029
純資産額	(千円)	1,552,165	2,264,086
総資産額	(千円)	2,420,272	2,891,762
1株当たり純資産額	(円)	68.08	99.30
1株当たり当期純利益	(円)	39.64	31.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	64.1	78.3
自己資本利益率	(%)	82.1	37.6
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	749,553	161,517
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△317,000	△90,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	246,316	△105,182
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	976,052	924,558
従業員数	(名)	61	95

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。

5. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 当社は2019年3月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき30株の割合、2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
売上高 (千円)	269,877	534,171	2,196,417	3,467,232	4,093,679
経常利益 (千円)	10,907	119,158	884,336	1,412,489	862,716
当期純利益 (千円)	10,837	112,151	602,181	924,568	576,112
資本金 (千円)	10,000	10,000	38,000	98,000	98,000
発行済株式総数 (株)	200	200	760	22,800	22,800
純資産額 (千円)	△92,286	19,864	650,978	1,575,546	2,151,659
総資産額 (千円)	176,091	323,711	1,178,007	2,438,174	2,761,763
1株当たり純資産額 (円)	△461,434.98	99,324.66	856,550.58	69.10	94.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	54,189.95	560,759.63	2,027,548.43	40.55	25.27
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	6.1	55.3	64.6	77.9
自己資本利益率 (%)	—	—	179.5	83.1	30.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	13	13	29	51	74

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期及び第9期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4. 第5期の自己資本比率については、純資産額がマイナスのため記載しておりません。

5. 第5期の自己資本利益率については、純資産額がマイナスのため記載しておりません。また、第6期の自己資本利益率については、期首純資産額がマイナスのため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。

8. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

9. 当社は2019年3月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき30株の割合、2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき30株の割合で、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133

号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
1株当たり純資産額 (円)	△15.38	3.31	28.55	69.10	94.37
1株当たり当期純利益 (円)	1.81	18.69	67.66	40.55	25.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

2011年12月に美容施設向け化粧品開発・製造を目的とする会社として、オリエンティナ化粧品株式会社が設立されました。

その後、2012年11月に社名を株式会社アクシージアに改め、2018年4月にXiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.、同年5月にはAXXZIA (HongKong) International Limitedを連結子会社として設立し、現在に至っております。

年月	事項
2011年12月	東京都新宿区西新宿一丁目にてオリエンティナ化粧品株式会社を設立。（資本金9百万円）美容施設向け化粧品開発・製造に着手。
2012年11月	社名をオリエンティナ化粧品株式会社より株式会社アクシージアへ変更。
2013年 2月	資本金を10百万円に増資。
2013年 4月	東京都新宿区西新宿六丁目に本社を移転。
2013年 5月	化粧品製造販売業許可取得 許可番号（13C0X11007） 化粧品製造業許可取得 許可番号（13CZ200772）
2013年 9月	美容施設向けスキンケアブランド「ルシエル ド ロープ」を上市。
2016年 5月	小売市場向け目もとケア・スキンケアブランド「ビューティー アイズ」を上市。
2016年 8月	小売市場向けサプリメントブランド「ヴィーナス レシピ」を上市。
2017年11月	大阪府大阪市中央区に大阪営業所を開設。
2018年 4月	Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. を連結子会社（100%）として設立。
2018年 5月	AXXZIA (HongKong) International Limitedを連結子会社（100%）として設立。 資本金を38百万円に増資。
2018年10月	資本金を98百万円に増資。
2018年12月	静岡県駿東郡小山町「富士山麓フロンティアパーク小山」に工場建設用地を取得。
2019年 2月	中国大手ECプラットフォーム「RED(小紅書)」（注1）にアクシージア旗艦店を出店。
2019年 4月	中国大手ECプラットフォーム「Tmall Global(天猫国際)」（注2）にアクシージア旗艦店を出店。
2019年 5月	小売市場向けスキンケアブランド「エイジーセオリー」を上市。
2020年 8月	福岡県福岡市博多区に福岡営業所を開設。

（注） 1. RED(小紅書)とは中国大手越境ECプラットフォームです。

2. Tmall Global（天猫国際）とはAlibaba.comが運営する中国最大規模の越境ECプラットフォームです。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と海外子会社2社で構成され、化粧品及び健康補助食品の製造・販売を主な事業としております。なお当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しておりますが、当社グループ各社の事業に係る位置付け、地域区分及び販売チャネルは、以下のとおりです。

会社名	主な事業の内容	地域区分	販売チャネル
当社	化粧品事業 (化粧品・健康補助食品の製造・販売) 当社が自社取扱化粧品等及び連結子会社向けの化粧品等を製造し、販売しております。	日本国内	・エステサロン運営事業者への直接販売及び卸売業者を通じてのエステサロン運営事業者への卸売販売 ・当社及び国内外インターネット通信販売事業者の運営するECサイトを通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売 ・百貨店運営事業者、化粧品小売店舗運営事業者、国内免税店運営事業者及び量販店運営事業者への直接販売並びに卸売業者を通じての百貨店運営事業者、化粧品小売店舗運営事業者、国内免税店運営事業者及び量販店運営事業者への卸売販売
		中国本土	・インターネット通信販売事業者の運営するECサイトを通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売 ・免税店運営事業者への卸売販売
連結子会社 Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.	化粧品事業 (化粧品・健康補助食品の販売) 連結子会社であるXiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. が当社から仕入れ、販売しております。	中国本土	・卸売業者を通じてのエステサロン運営事業者への卸売販売
連結子会社 AXXZIA (HongKong) International Limited	化粧品事業 (化粧品・健康補助食品の販売) 連結子会社であるAXXZIA (HongKong) International Limitedが当社から仕入れ、販売しております。	香港	・百貨店運営事業者、化粧品小売店舗運営事業者、免税店運営事業者及び量販店運営事業者への直接販売並びに卸売業者を通じての百貨店運営事業者、化粧品小売店舗運営事業者、免税店運営事業者及び量販店運営事業者への卸売販売

販売チャネル及び取扱製品の詳細は以下の通りです。

(1) 販売チャネル

① 中国・香港向け

a. エステサロン

取扱店舗数は685店舗(2020年12月末現在)であり、Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. が卸売業者を通じて販売を行っております。

b. EC

Tmall Global (天猫国際) 及びRED (小紅書) につきましては当社旗艦店を通じて直接販売を、Taobao (淘宝) (注1) につきましては直接販売又は卸売業者を通じてTaobao店舗に販売しております。

c. リテール

取扱店舗数は35店舗(2020年12月末現在)であり、中国本土の免税店事業者に対しては、卸売業者を通じて販売を行っており、香港内の百貨店運営事業者、化粧品小売店舗運営事業者、免税店運営事業者及び量販店運営事業者に対しては、AXXZIA (HongKong) International Limitedが卸売業者を通じて販売を行っております。

	当社にとっての位置付け	NMPA承認(注2)	主な販売ルート	配送方法・当社にとってのコスト
越境EC (オンライン)	育成品販売チャネル	法的に承認の必要なし	EC (RED、Taobao)	国内倉庫から個別に現地消費者へ 発送 (EMS(注3)個包直送) 相対的にコストは中程度
	主力品販売チャネル	法的に承認の必要はないが、相対的に承認品が多い	EC (Tmall Global)	国内倉庫から一括でTmall Global 保税区倉庫経由で現地消費者へ 発送 相対的にコストは低い
一般貿易 (オフライン)	高価格帯中心	全て登録済み	エステサロン リテール	国内倉庫から中国現地企業倉庫へ 発送 相対的にコストは高い

② 日本向け

a. エステサロン

取扱店舗数は552店舗(2020年12月末現在)であり、当社による直接販売又は卸売業者を通じて販売を行っております。

b. リテール

取扱店舗数は613店舗(2020年12月末現在)であり、大手百貨店、化粧品小売店、免税のドラッグストア及び空港免税店に対して、当社による直接販売又は卸売業者を通じての販売を行っております。

c. その他

当社が、大手インターネットショッピングモールや自社EC、社販を通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売を行っております。

③ その他の地域向け

a. リテール

取扱店舗数は2店舗(2020年12月末現在)であり、韓国及びシンガポールの免税店に対して、当社が卸売業者を通じて販売を行っております。

b. その他

取扱店舗数はECチャネル19サイトと小売店舗59店舗(2020年12月末現在)であり、アジア圏(韓国、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、マレーシア)向けその他、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツでのECチャネル及び小売店舗での販売を行っており、当社によるECサイト及び小売店舗運営事業者への直接販売又は卸売業者を通じて販売を行っております。

(2) 取扱製品

エステサロンなど幅広い美容施設向け専用スキンケアラインの他、リテール市場向けでは、年齢に応じたエイジングケアとして食生活、運動など「糖化ケア」を意識したトータルな美容ライフ提案をコンセプトとするスキンケア及び美容ドリンクを融合させたエイジングケアシリーズ、ニッチでありながら悩みの多い目もとケアに特化したスキンケアシリーズなど、様々な製品を展開しています。

主要な製品は次に記載のとおりです。

① サロン専売ブランド：エステサロンなど美容施設向け展開、専売ブランド(高価格帯)

ブランド名	Le Ciel de L'aube (ルシエル ド ローブ)
コンセプト	エステの現場でプロが認める広く採用される高浸透・高保湿型スキンケア・フルライン
特長	採用した3つの技術特長が相乗効果を発揮し、エステでの上質なフェイシャルトリートメントを叶える業務使用及びエステクオリティのスキンケアを自宅で実現するホームケアラインを広く品揃え。 〈3つの技術特長〉 1) 高い浸透性を生み出すこだわりの水「浸透圧水」の採用 2) 細胞壁と同じ組成のリン脂質からなる微細カプセルに有効成分を内包 3) 様々な美容効果の研究(注4)が進むイチヨウ葉エキスを代表成分として配合
製品ラインアップ	・モイスト クレンジング ミルク (メイク落とし) ・エンリッチ ウォッシングフォーム (洗顔) ・モイスト ローション (化粧水) ・エマルジョンジェル (保湿乳液) ・プレミアム セラム (エイジングケア美容液) ・ロイヤル アイクリーム (目もとクリーム) ・ロイヤル リッチクリーム (保湿クリーム) ・オーロラ フェイスマスク (シートマスク) ・プリズムアイ (目もと美容液)

② BtoCブランド：百貨店、化粧品専門店、ECなど一般小売市場（リテール）向け展開ブランド

a) エイジングケア・シリーズ(中・高価格帯)

ブランド名	AGtheory (エイジーセオリー)
コンセプト	年齢に応じたエイジングケアとして食生活、運動など「糖化ケア」を意識したトータルな美容ライフ提案をコンセプトとするスキンケア及び美容ドリンクを融合させたエイジングケア・シリーズ。
特長	エイジングケア作用が報告(注5)されているハーブや天然素材を厳選配合したスキンケアと美容ドリンクをシリーズ化。 1. スキンケア製品に配合した3種の厳選・共通ハーブ ①セイヨウトチノキ種子エキス ②セイヨウオオバコ種子エキス ③ユキノシタエキス 2. 美容ドリンクに配合した5種の厳選配合したハーブ及び天然素材 ①紫菊花 ②セイヨウサンザシ ③マンゴスチン ④アムラ果実 ⑤桑葉
製品ラインアップ	・バランシング ローション (化粧水) ・クラリファイング エッセンス (美容液) ・ジェル マスク (ジェル状マスク) ・モイスト ヴェール エマルジョン (保湿乳液) ・AGドリンク4th (美容ドリンク)

b) 目もとケアシリーズ(中・高価格帯)

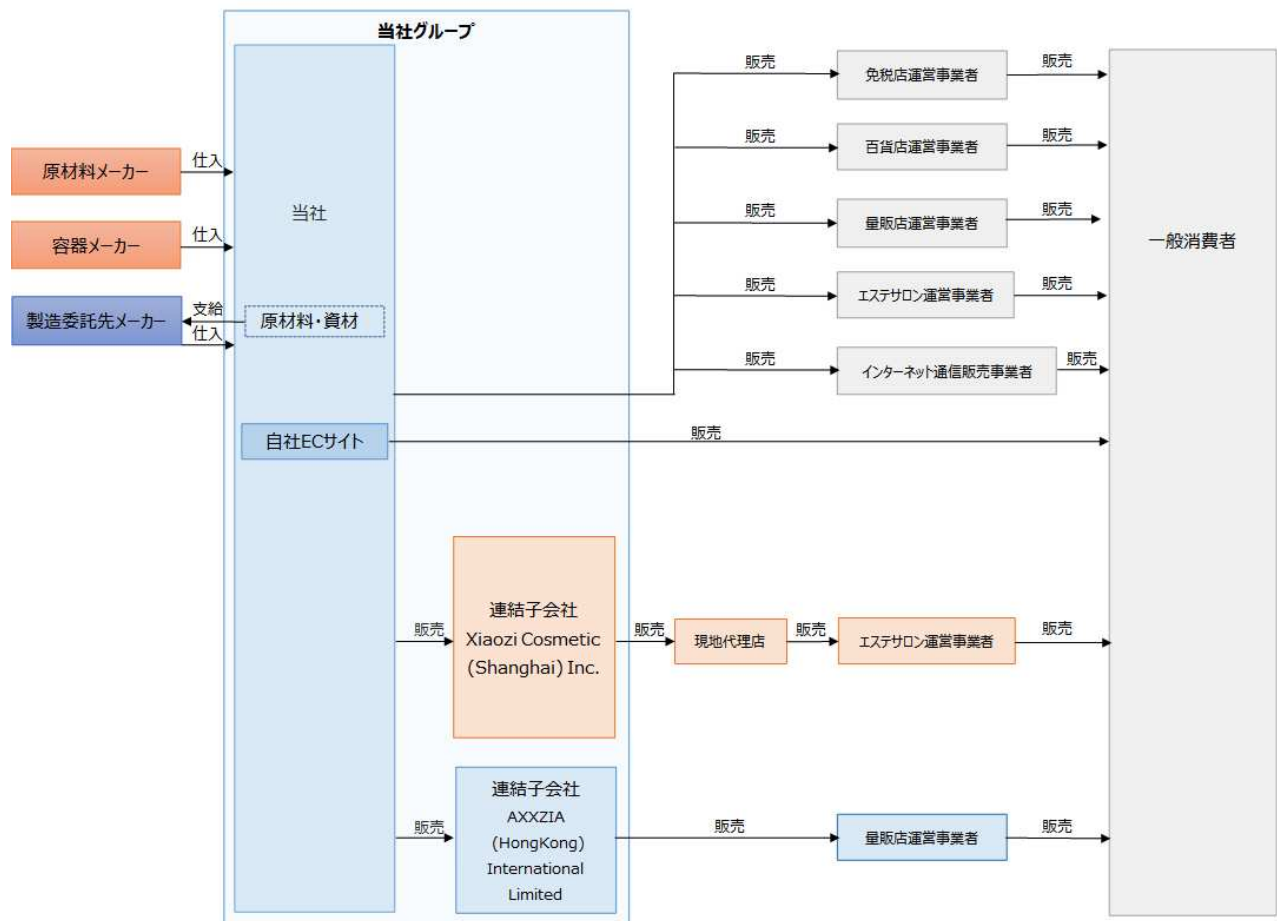
ブランド名	AXXZIA Beauty Eyes (アクシージア ビューティー アイズ)
コンセプト	ニッチでありながら悩み多い目もと肌のケアに特化したスキンケア・シリーズ
特長	・目に良いとされるハーブ「アイブライトエキス」(注6)を代表成分として目もとシートとしてハリ・つや・うるおいの3大効能成分を届ける処方を開発。 ・エッセンスシートは、綿花の種の産毛を100%使用したこだわりのシート素材を採用。厚さ0.3mmの極薄シートで密着性に特化し、薄さと保液性を兼ね備えた目もとシートとしてヒット製品に成長。
製品ラインアップ	・インテンシブケア エッセンス (目もと美容液) ・エッセンス シート (目もとシート) ・デイケア クリーム (目もとクリーム)

c) 透明感・ツヤ製品 (中・高価格帯)

コンセプト	「透明感」「美白」「ツヤ」…輝くような美容ライフへのニーズを求めるワードに対して内外美容提案をコンセプトとする内側からのケアとしての美容ドリンク、外側からのケアとしてのスキンケア製品を発信。
特長	・美容ドリンク「ホワイトアミノズ ドリンク」は、3種の自然由来インナーケア素材、4種のアミノ酸、9種のビタミンを配合。内側からの美容をサポートするドリンク。 ・化粧品「UVヴェールEX」は、日焼け止めとして紫外線A波、紫外線B波及び近赤外線、計3種の太陽光から肌を守る仕様。 ・紫外線A波及びB波による皮膚の紅斑(サンバーン)・黒化(サンタン)を防ぐ2種の紫外線吸収剤(注7)を配合した紫外線からツヤ肌を守る製品。
製品ラインアップ	・ホワイトアミノズドリンク (美容ドリンク) ・UVヴェールEX (サンスクリーン)

- (注) 1. Taobao(淘宝)とは、Alibaba.comが運営する中国最大規模のCtoC型オンラインショッピングモールです。
2. NMPAとは、National Medical Products Administrationの略であり、中国市場にて医療機器、医薬品、医薬品包材、化粧品、保健食品を販売するための要件、中国の審査認可を管理する政府機関であります。なお、当社のサプリメントについては一般食品や一般飲料として販売していたため、NMPAの対象外であることから、表中の記載は化粧品のみに係るものであります。
3. EMSとは、Express Mail Serviceの略であり、国際スピード郵便であります。
4. 国立健康・栄養研究所より抗酸化作用や血液凝固抑制作用が報告されております。
5. 一丸ファルコス株式会社よりセイヨウトチノキ種子エキス及びセイヨウオオバコ種子エキスのヒト試験による研究成果が報告されております。
6. アイブライトエキスは、「健康食品・サプ成分」について、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会により、眼疾患への処方・臨床研究が報告されております。
7. 紫外線吸収剤は、t-ブチルメトキシジベンゾイルメタン(紫外線A波吸収剤)及びメトキシケイヒ酸エチルヘキシル(紫外線B波吸収剤)の2種を配合しています。

事業系統図は以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千ドル)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. (注) 1、3、4	中国、上海	400	化粧品事業	100.0	化粧品等の販売先 広告宣伝の一部の外注先 役員の兼任3名
AXXZIA (HongKong) International Limited (注) 1	中国、香港	200	化粧品事業	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任3名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社であります。

4. Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等（2020年7月期）

売上高： 1,026,683千円

経常利益： 216,967千円

当期純利益： 163,703千円

純資産額： 211,366千円

総資産額： 268,988千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
化粧品事業	97
合計	97

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
2. 当社グループの事業セグメントは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 従業員数が最近1年間に於いて、34名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
75	33.2	1.2	5,092

セグメントの名称	従業員数(名)
化粧品事業	75
合計	75

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
4. 従業員数が最近1年間に於いて、21名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在における当社グループが判断したものであります。当社グループの将来に関する見通し及び計画に基づいた将来予測には、リスクや不確定な要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) 会社の経営の基本方針・中期的な会社の経営戦略

当社グループは、「女性の染色体XXを美の象徴と位置づけ、アジア（ASIA⇒AZIA）の美を日本から世界へ発信する総合ビューティーソリューションカンパニーを目指す」という信念のもと経営に取り組んでまいりました。当社グループは業界における位置づけを「ニッチャー」と認識しております。当社グループが強みを活かせるセグメントを発見し、そこに経営資源をつぎ込む「製品・市場特定化戦略」を基本戦略方針とし、局所的ナンバーワンとなることで競争優位を創出してまいります。

昨今、消費市場としてのアジアが注目される中、当社グループは、化粧品人口の拡大と消費の高度化で高成長が期待される中国市場に事業機会を見出し、中国本土での販売力強化に努めてまいりました。

当社グループは、今後もこれらの財産を有効に活用し、「中国市場で唯一無二の強みを持つ化粧品会社」を目指し事業運営を行ってまいります。

また、当社グループは、2022年における目標として、バックキャスト型の中期計画「VISION2022」を策定、推進しております。

なお、中期的な見通しにつきましては、経営環境の変化に柔軟に対応し、より迅速な意思決定を行うために、毎年、直前事業年度の業績等を踏まえて次年度以降3ヵ年の中期事業計画の見直し策定を行っております。

当社グループは、現在、成長段階にあることや、株主の皆様の成長期待に応えるために、特に売上高成長と売上高営業利益率を意識した経営に取り組んでおります。

「VISION2022」では、高い収益性を維持しつつ長期的な成長・発展を実現するために、以下の基本戦略をロードマップとして掲げております。

① 当社グループの中核・中核となる強みを活かした事業展開

当社グループの競争力の源泉は「日中各々の優位性を活かした事業展開」であると認識しております。

当社グループでは、日本市場向けに投入した製品を中国市場に展開するのではなく、中国現地での市場調査を基に、中国での消費者ニーズが高いと想定される製品を4P設計（注：4P=product、price、place、promotion）を用いて、企画、開発しております。また、NMPA認可成分・処方を重視した商品設計を行っており、スムーズにNMPA認可を進められる体制を構築しております。日系企業の化粧品は高品質と信頼感でアジアでの人気が高く、また、スキンケア、美白など東アジア人共通の美意識への対応力があることから、中国をはじめとする東アジア市場では優位性があると認識しております。当社グループでは中国市場において、現地エステサロンや各種EC等、多様なチャネルを通じて幅広い顧客層への販売を行っておりますが、それら既に構築している販売チャネルに対して、上市前の製品開発段階でテストマーケティングを行うこと等により、より中国市場で支持される製品の開発に取り組んでおります。

さらに、当社グループでは顧客ロイヤルティ向上のためにアフターサポート体制を重視しており、例えばTaobaoでは、Taobaoオーナーを対象として製品教育をはじめ、当社製品の詳細情報及び製品コンテンツの提供を実施しているほか、Tmall Global旗艦店では日系化粧品企業の中で上位ランクのTmall Global Partner（出店者の旗艦店の設計・運営・メンテナンス・カスタマーサービス等を請け負うTmall Global指定の運営業者。Tmall Globalを運営するAlibabaが出店者とTmall Global Partnerをそれぞれランク付けし、ランクに応じて両者が推薦される。）との連携によりアフターサポート体制の充実に取り組んでおります。

以上のような中国でのマーケティング力、中国でのブランド認知度、中国人の生活・習慣・嗜好を熟知した中国人向け製品開発力、充実したアフターサポート体制等の強みを活かし、積極的に中国需要を取り込み事業の成長に繋げてまいります。

② 組織の機動力を活かした製品開発スピードの速さ

当社グループでは2019年において20品目の新製品を上市しておりますが、当社グループの強みは、組織の機動力を活かした製品開発スピードの速さであります。

当社グループの事業領域であるアンチエイジング分野で、機動力を活かし毎年10品目を目標として新製品を創出し、特定市場内での局所的ナンバーワンを目指します。

また、製品上市後もユーザーの声を踏まえた製品改良に継続的に取り組んでおり、既存の主力製品のライフサイクルの長期化を図っております。

③ 「内外美容」をコンセプトした製品ラインアップの拡充

当社グループでは、化粧品と健康補助食品との相乗効果により美肌を引き出す「内外美容」を推奨しております。基幹ブランドには、各々のブランドコンセプトを一にする化粧品と健康補助食品を取り揃えることで、ブランドを差別化し、存在感を向上させております。

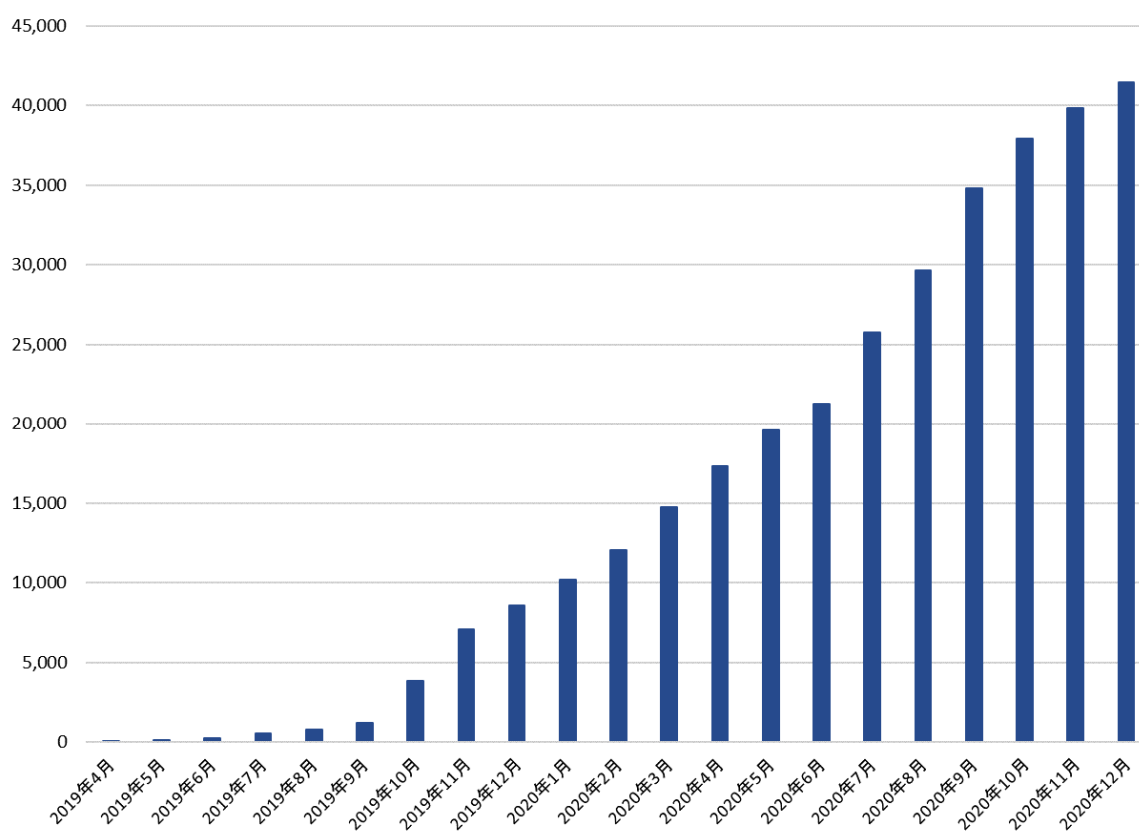
当社グループでは、引き続き、「内外美容」をコンセプトとして製品開発を進めブランドの存在感を向上してまいります。

④ 中国ネット流通大手との戦略的提携の強化

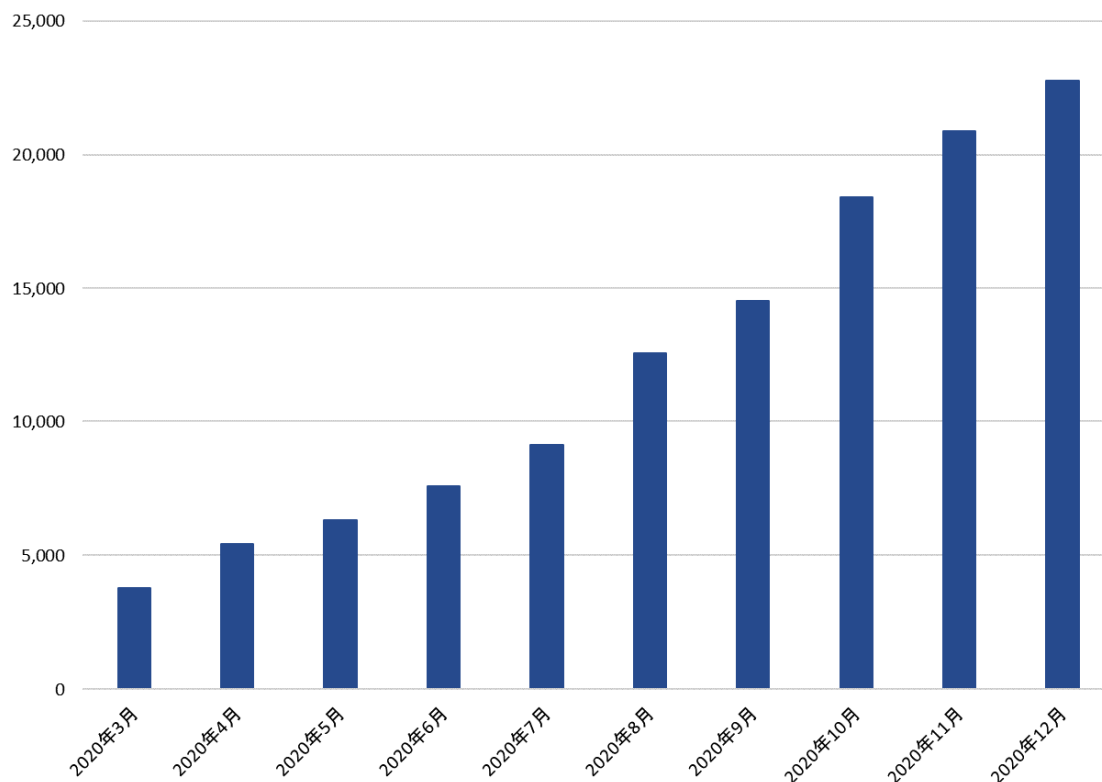
当社グループの中国国内の販売チャネルの一つに、中国ネット流通大手のモールに開設した旗艦店があります。Euromonitorによると、中国のECによる2019年時点における化粧品購入比率はスキンケアで29.7%(*)と、日本の11.9%(*)に比べて高くなっており、その傾向は今後も続くと当社では予想しております。(*出典：Euromonitor International Limited, Beauty and Personal Care 2020 edition, retail value RSP, fixed 2019 exchange rates, current prices, data extracted on 30 November 2020)

また、Tmall Global旗艦店は当社の主力品販売チャネルとしての位置づけであり、Tmall Globalサブリ・化粧品旗艦店の会員数(当社Tmall Global旗艦店の会員登録を行っている人数)は以下の通り順調に拡大しております。(出典：客道(Tmall Globalの顧客管理システム))

＜Tmall Globalサブリ旗艦店の会員数＞ 単位：人

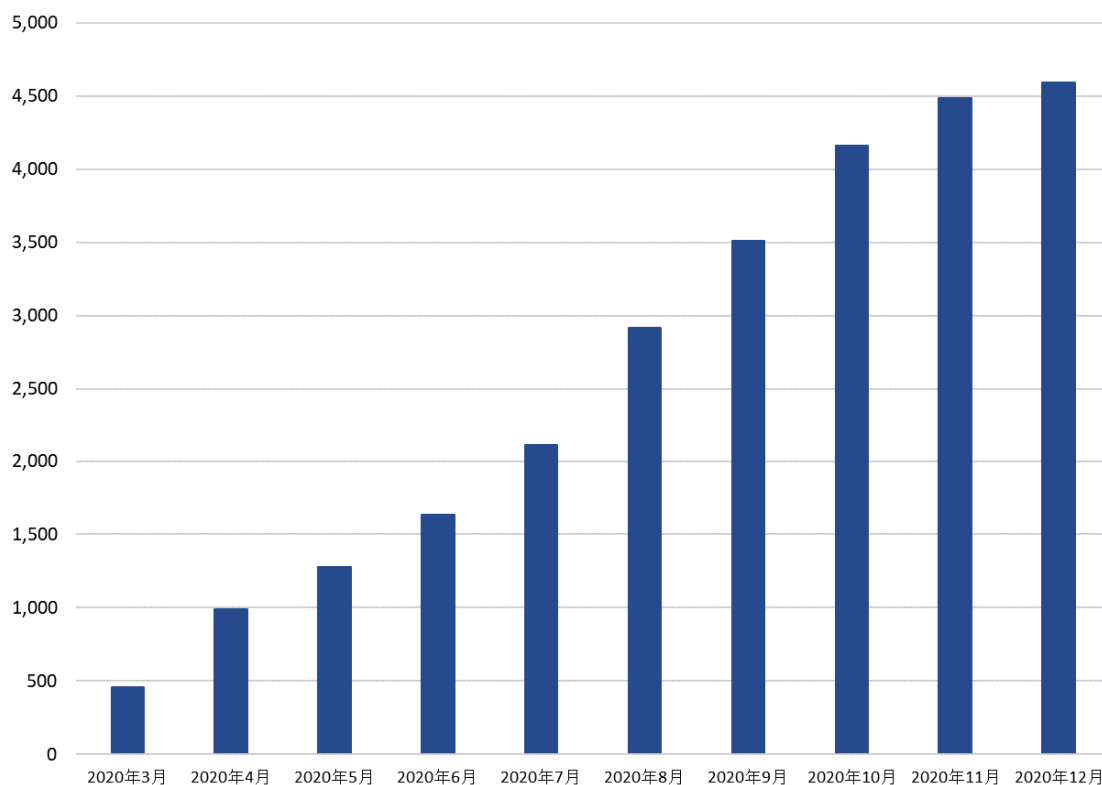


<Tmall Global化粧品旗艦店の会員数> 単位：人



また、商品券の配布等、サプリ旗艦店と化粧品旗艦店においてクロス誘導のための施策を行うことで、以下のとおりTmall Globalサプリ・化粧品旗艦店の共通会員数(注1)は増えております。

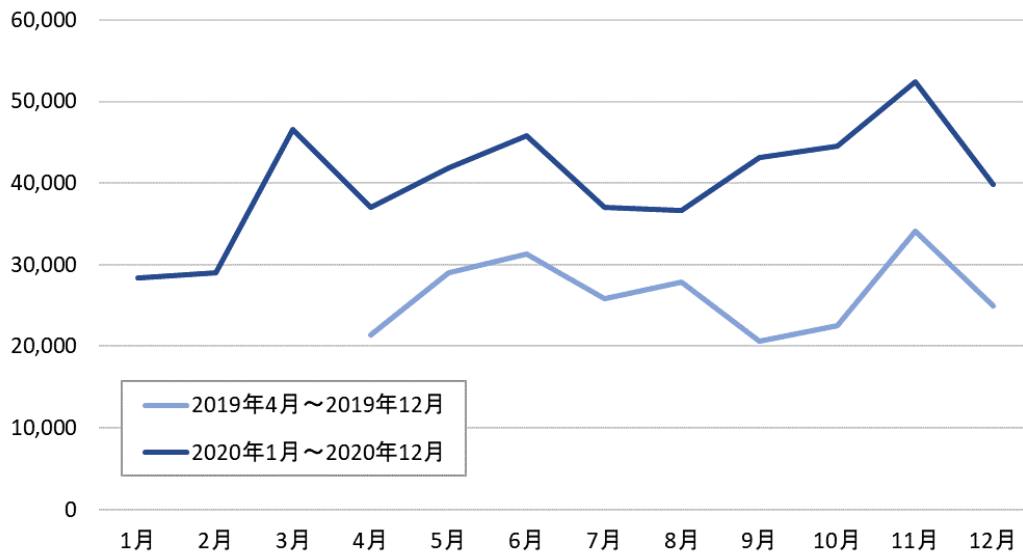
<Tmall Globalサプリ・化粧品旗艦店 共通会員数> 単位：人



(注1) 共通会員数は、当社のTmall Globalサプリ及び化粧品旗艦店の両方で会員である月末時点の人数です。

Tmall Globalサプリア旗艦店のARPU（注3）推移は次の通りであり、Tmall Globalサプリア旗艦店においては前年同月比対比で直近ARPUが上昇しております。（出典：生意参謀（Tmall Globalの店舗管理運営のデータ分析ツール））

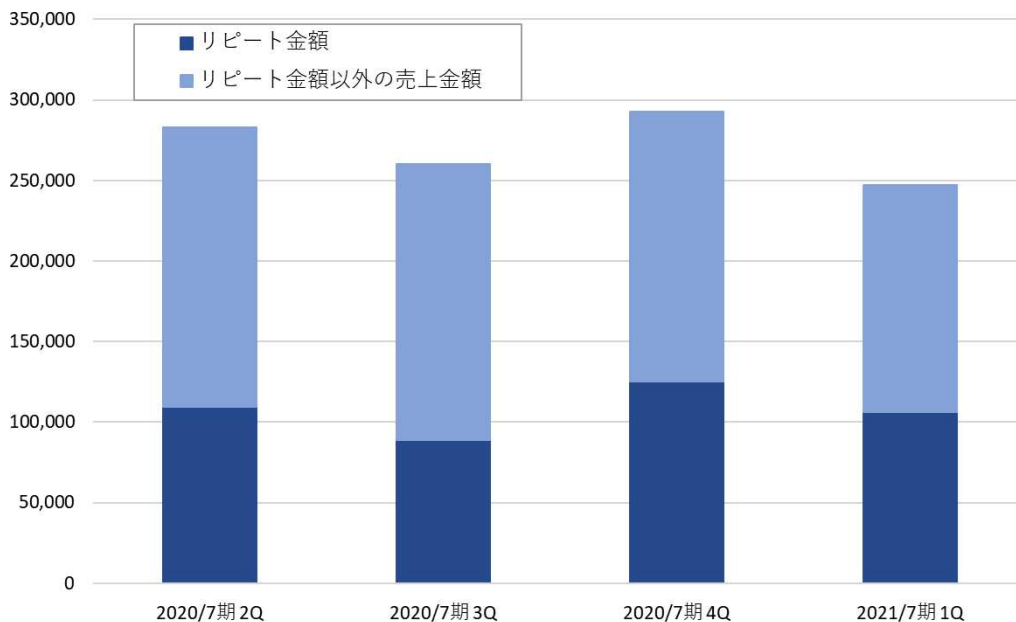
＜Tmall Globalサプリア旗艦店のARPU推移＞ 単位：円 ※ 社内レート（前月末のみずほ銀行TTM）を使用



（注3）売上金額/購入者数

Tmall Globalサプリア旗艦店の売上金額に占めるリピート金額（注4）は以下のとおりであり、リピート売上が一定の割合を占めております。なお、リピート金額は1回目の購入（新規購入）から180日以内に2回目及び2回目以上購入した購入者の売上金額であるため、Tmall Globalサプリア旗艦店出店から半年以上経っている2020年7月期2Q以降のデータを掲載しております。（出典：客道（Tmall Globalの顧客管理システム））

＜Tmall Globalサプリア旗艦店の売上金額に占めるリピート金額＞ 単位：千円 ※ 社内レート（前月末のみずほ銀行TTM）を使用



（注4）1回目の購入（新規購入）から180日間以内に2回目及び2回目以上購入した購入者の売上金額

なお、当社グループでは、Tmall Global旗艦店の開設やTmall Globalとの戦略的提携を進めており、Tmall Globalとの連携によりTmall Globalのビッグデータを分析し、効果的なプロモーションや製品開発が可能となっております。また、2020年12月現在、当社旗艦店は5つ星（全6段階）が付与されており、質の高いTmall Global Partnerと連携が可能となっております。今後も中国ネット流通大手との関係強化に努め、Eコマースでの販売力をより一層強化してまいります。

⑤ 戦略的広告先行投資の強化

化粧品ブランド力形成と販売において、メディアを用いた広告宣伝、インターネット上でのイベント、これらのタイアップなどマーケティング活動は非常に大きな効果を持ちます。当社グループは、中国本土を中心に更にブランド認知度やブランドイメージを向上させるべく、Tmall Global旗艦店で有名人女優などを起用したマス広告を展開し、その他のチャネルへの波及を図るトップダウンアプローチと、ユーザーと直接の繋がりをもつTaobaoオーナーへのマーケティングや口コミサイトとしての特性を活かすためのREDでのマーケティング（ライブ配信やKOLマーケティング等）といったCRMでTaobaoオーナー等を囲い込むボトムアップアプローチの両面から、販売促進や広告宣伝活動に継続的な投資を行ってまいります。特にボトムアップアプローチについて、REDの費用は当社負担で売上に対する割合は相対的に小さく、またTaobaoはオーナーの費用負担であることから、全体的に当社の負担は少ないという特徴があります。

当社は中国現地での知見と多くの時間をかけてTaobaoオーナーと関係を構築してきたことから、Taobaoオーナー等を囲い込み、エンドユーザーの声を拾うボトムアップアプローチを可能としており、当社のブランド興味喚起やロイヤリティ向上に繋げております。

(2) 経営環境

国内における景況感、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。国内化粧品市場は、2019年末までは全体として増加傾向が続く訪日外国人によるインバウンド需要もあり、堅調に推移しました。海外化粧品市場に関して、中国を含むアジアでは、香港などでの厳しい市場環境による影響があったものの、全体としては堅調に成長しました。

2020年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞が顕在化し、株式市場のみならず実体経済にも深刻な影響を及ぼしました。

このような市場環境のもと、当社グループでは、2019年からスタートした3ヵ年中期経営計画「VISION2022」に基づき、中国本土で広告投資を強化し、販売力の強化を図るとともに、次世代の成長製品を創出すべく取り組みを進めてまいりました。

Euromonitorによると、中国化粧品市場の多くを占めるスキンケア市場は、2010年から2019年の10年間に年率平均10.4%(*)で伸び、2019年の（中国スキンケア）市場規模は世界第1位の3兆8,567億円(*)に達しております。

更に今後5年、2019年から2024年の成長率は年率平均12.0%(*)の成長が続くと予想されております。

当社グループの主要製品であるプレミアムセグメント（注）につきまちは更に伸び率が高く、2019年から2024年までの成長率は年率平均20.4%(*)と予想されており、当社グループが中長期的に事業を拡大する余地は大きいと考えております。（*出典：Euromonitor International Limited, Beauty and Personal Care 2020 edition, retail value RSP, fixed 2019 exchange rates, current prices, data extracted on 30 November 2020）

（注）プレミアムセグメントとは、高価格帯の化粧品やハイブランド商品のことです。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、連結売上高増加率、連結売上高営業利益率の向上を重要な経営指標としております。足元の推移は以下のとおりです。

	2019年7月期	2020年7月期	2021年7月期 第1四半期連結累計期間
連結売上高増加率	—	24.4%	—
連結売上高営業利益率	41.2%	25.1%	24.9%

（注）連結売上高増加率＝（当期連結売上高－前期連結売上高）／前期連結売上高×100

なお、2018年7月期及び2020年7月期第1四半期は連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していないため、2019年7月期及び2021年7月期第1四半期の連結売上高増加率は記載しておりません。また、広告宣伝費や支払手数料率の維持も重要な経営指標としており、広告宣伝費は対売上高比率15%以下を維持し、主にTmall Global売上高に応じて発生する支払手数料と合わせても30%以下にコントロールすることで、増収効果によりその他販管費の対売上比率低減を継続させ、利益率を改善させることを目指しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの経営方針及び経営戦略を実行していくうえで、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① ブランド認知度拡大

当社グループが事業領域とする化粧品業界ではブランドの知名度向上が重要な課題であると認識しております。ブランド差別化のため、当社では成分、容器・資材の全てを自社企画し、自社工場生産レベルでの高い品質管理基準を実践することで安心・安全なプレステージ化粧品を目指しております。ブランド力の維持のために、セキュリティ検証システムや社内担当者の目視による確認、トレーサビリティを実施し、滞留在庫や横流し、不当廉価販売対策に注力しております。加えて、包装・出荷・在庫管理についても全て内製化することで供給過多とならないよう配慮しております。また、Tmall Global、REDでのプロモーションに中国で著名な女優を起用することで波及効果の拡大を狙っており、ブランド知名度は一定程度高まってはいるものの、持続的な事業成長のためには、更なる知名度の向上が不可欠と考えております。なお、2019年8月以降のTmall Global国際美容サブリメントカテゴリーにおける当社の順位（カテゴリー内の商品消費金額を基にTmall Globalで順位付けしたものは下記のとおりです。（出典：生意参謀（Tmall Globalの店舗管理運営のデータ分析ツール））

2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月	2020年 7月
3位	7位	14位	2位	3位	2位	4位	1位	2位	2位	2位	3位
2020年 8月	2020年 9月	2020年 10月	2020年 11月	2020年 12月							
5位	4位	2位	2位	2位							

② 顧客ニーズを踏まえた独自性のある製品開発とニッチ市場開拓

経営方針として、中国の消費者ニーズを踏まえ、中国化粧品登録の法規制をクリアする成分構成を前提に製品開発を進めております。展示会出展やエステサロン開拓等、自社で中国市場を開拓してきたことで可能となる独自の中国での市場調査を基に、中国女性からのニーズが高いと想定される製品を企画、開発することで「オンリーワン製品」の開発を目指してまいります。

当社では継続的にヒット製品を生み出すことを目指すべく、常にTaobaoオーナーやサロンオーナーとコミュニケーションを取り、その時の市場に合ったコンセプトを抽出出来る体制を整えております。また、社内の製品開発会議では企画起案や市場性検討、試作品厳選を行い、試作フェーズでは品質チェック、モニターチェックを行っており、Taobaoオーナーやサロンオーナーも深く関与しております。今後も市場要求や顧客ニーズを的確に捉えたタイムリー且つ一層迅速な製品開発を推進してまいります。

また、当社グループは、「AGドリンク」を中心とした「エイジングケア」製品、ビューティーアイズ エッセンスシートを中心とした「目元ケア」製品など、特定のテーマ性を持ったニッチ市場の開拓に注力しております。特定のニッチ市場で主力製品が生まれることで、認知度が高まり、その特定のテーマでのシリーズ展開により収益基盤の拡大を図る戦略をとっております。

③ 製品開発サイクルの短縮化

現状は、市場・顧客ニーズ吸い上げ・企画・処方開発・法令確認・容器/デザイン検討・試作品検証処方決定・薬事申請・出荷/納品は当社で行い、試作品製造・量産化・製品試験は委託先にて行っており、数ヵ月先の生産ラインを抑える必要があります。他社よりも開発・生産を受託している外部委託製造先は、自身の開発・生産スケジュールにより、新規受注は数ヵ月先というのが一般的であることから、当社依頼の開発・生産タイミングに応じられない場合があり、開発・生産全般の短縮化を目指す当社にとりボトルネックになっております。しかし、今後予定している自社工場設立により、研究開発と少量多品種は自社工場、量産品は委託先で製造することで開発情報の外部流出を防ぎ、更には製品開発サイクルの短縮や自社工場での新製品のテストマーケティングが可能となります。

また、製造工程の自動化や時間短縮化、自社工場の稼働率を維持するために自社工場で量産品生産の一部を実施する等、原価低減のための活動を行う方針です。

④ 国内直営店舗の開設

当社グループは、ブランドや企業としての世界観を発信でき、かつ、直接お客様と触れ合うことでダイレクトにお客様の声を吸い上げ、製品に反映させていくためには、直営店の開設が不可欠であると考えておりま

す。これら直営店では、販売のみならず、当社グループの製品を実際にご体験いただくことで、将来のEコマースにつながる導線「オムニチャネル」として活用してまいります。

現在、当社グループは、羽田エアポートガーデン内に、第1号店となる直営店の開設準備をしており、新型コロナウイルスの収束とともにオープンする予定ですが、東京、大阪及び福岡に各1店舗を開設する予定です。

⑤ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社グループの企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。ただし、以下に記載したリスクは当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置し、当社の事業活動に関する様々なリスクを全社横断的な観点からモニタリングする体制を構築しております。具体的には、各部門ごとにリスクを洗い出し、リスクの発生確率や、リスクが顕在化した場合に当社グループが被ると想定される損害額によってリスクの程度を評価し、この評価結果に基づいてリスクごとに管理責任者を定め、四半期ごとにモニタリングすることにしております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 中国での事業活動

当社グループでは、マーケットの拡大が期待されるアジア太平洋地域、特に中国において事業活動を展開しており、今後一層の拡大を目指しております。現在、社外取締役を含む8名の取締役のうち4名は中国籍であり、中国ビジネスを展開するうえでの強みとなっていることもあり、当社グループにおける中国向けの売上高は第9期連結会計年度において86.0%に達しております。一方、これらの中国での事業活動におきましては、予期し得ない不透明な政策運営、各種法制度の未整備や変更、外国資本優遇措置の見直し、労働問題等のオペレーションリスクのほか、反日抗議行動や治安悪化、テロ・戦争の勃発、感染症の流行による社会的混乱等のリスクが潜在しております。2019年1月の中国電子商取引法（EC法）の施行に際しては、流通や販売網に変化が生じたものの、早期から中国本土での販売力強化を行ってきたことや中国本土でのブランディング・マーケティング体制を自前で構築する等、対応を進めております。また、中国の主要販売チャネルであるEコマースにおきましては、主として阿里巴巴集团控股有限公司（アリババグループ）のプラットフォームで販売していることから、阿里巴巴集团控股有限公司（アリババグループ）の運営方針の変更や経営状況等の影響を受ける可能性があります。当社グループでは、これら中国での事業活動に潜在するリスクに対しては、現地情勢の把握に努め早期の回避策を講じてリスク管理に努めておりますが、完全に回避できるものではなく、これらが顕在化する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) ブランド価値の毀損

当社グループは、「AGtheory」「AXXZIA」などの個別ブランド展開を図っており、各ブランドは、誠実な企業経営とお客様の信頼に応えた製品・サービスの提供により、ブランドイメージの形成とその維持向上に十分努めております。しかしながら、当社グループの製品に関する否定的な評判や評価が世間に流布することによって信用が低下し、ブランドイメージが毀損された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 化粧品市場環境

国内化粧品市場は成熟期を迎えており、M&Aによる企業グループの再編、異業種からの新規参入、流通業及び小売業の提携・統合に伴う影響力の増大など競争環境は厳しさを増しております。当社グループは取引先や営業・販売現場からの情報を随時把握するとともに、市場の情報をタイムリーに把握することに取り組み、マーケットニーズ・顧客志向の変化を考慮した商品開発・マーケティング・販売活動を行っておりますが、当社グループが予期せぬ競争環境の変化に的確に対処できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新製品開発と消費者ニーズへの適合

新製品開発は当社グループの競争力・成長力の源泉のひとつであり、継続的に市場ニーズの先取りに努め新製品を開発し市場に投入してきております。年度販売・生産計画を策定し、上市前のマーケティング・広告戦略の実践にも注力し、短期間で成果を挙げることを目指していますが、新製品の開発が長期にわたる場合、成果が翌期以降に及ぶことがあります。また、予定どおりの成果が得られない場合、期間の延長や上市に向けた諸経費の増加を強いられる場合や、結果として製品化できない場合もあります。さらに、製品化できた場合でも、様々な要因による不確実性が伴うため、必ずしもお客様に受け容れられるとは限りません。当社グループでは消費者ニーズに応えられなくなった既存ブランド及び商品の撤退を継続的に行っております。このように当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権保護の限界

当社グループでは、商品の企画から入念なマーケティングに基づき商品開発をしており、商品上市前には商標権等の取得により知的財産権の確保に努めております。また、第三者によって模倣品が製造、販売されることを防止、当社の知的財産権に対する侵害事例の調査を随時行っております。しかし、取得した商標権等の内容が不十分であったり、第三者による予測を超えた手段等により当社グループが保有する知的財産権が侵害され、結果として、当社が第三者の権利を侵害してしまったり、第三者により当社の技術の不正流用や模倣品の開発等が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティ

当社グループでは、個人情報や研究開発情報等の機密情報の取扱いについては、情報セキュリティシステムの整備や各種委員会による社内規程の制定・教育に加え、内部監査の実施等により管理の徹底を図っております。特に個人情報の保護については、当社グループはECビジネス展開においてお客様の個人情報を取得しているため、個人情報の保護に関連する法律を遵守する必要があります。そのため社内教育や顧客情報の保管管理等を徹底し、個人情報の流出防止を図っております。しかしながら、何らかの原因によりこれらの情報が流出した場合には、当社グループに対する損害賠償請求の提起、信用失墜等が生じることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 重要な訴訟

当社グループでは、法務部門を設けて契約の事前審査や知的財産の出願、管理、役職員へのコンプライアンス教育などを担当させることにより、当社グループの業務が法令や契約に違反することがないように努めており、本書提出日現在において、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 天災、火災、事故等の発生が将来の業績に与える影響

当社グループは、災害による生産・供給体制への影響を最小化するため、複数調達先の確保及び生産委託先の分散化に取り組んでいます。しかしながら、これら外部パートナーの拠点地域及び当社グループが所在する地域に地震等の天災や事故が発生し、原材料及び商品の供給への影響や、生産及び納品遅延などの事態が生ずる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 感染症の流行、拡大

当社グループでは、感染症流行、拡大への対策として、在宅勤務が可能な環境を整備しており、感染症流行時に本社に出社しなくても業務遂行が可能となっておりますが、社会的、経済的影響の大きな感染症の流行、拡大が発生した場合、物流の停滞による資材調達の遅れや生産及び納品の遅延、営業活動や接客行為の自粛や制限、取引先や販売店の休業などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 海外子会社管理に係るリスク

当社グループは、経営方針の中核に「グループとしての企業価値を高める経営を継続して行っていく」ことを掲げており、この企業価値を高める経営の継続に当たっては、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題のひとつと位置付け、健全な経営を遂行する組織体制や仕組みを整備し、継続的に社会的信用を保持するための体制づくりを進めております。本社における海外子会社の統括部門の下、海外子会社において社内規程を整備し、規程に則って業務を運営しガバナンス体制強化を図っております。海外子会社の運営リスクに対し、整備した社内規程の運用等を含め、計画的に海外子会社に対する監査を実施しております。しかしながら、海外子会社管理（企業統治）が不十分であることにより、不正・不祥事等が発生した場合、企業イメージの悪化、信用失墜等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 為替

当社グループは、売上高に占める海外比率が拡大しており、第9期連結会計年度においては海外における売上高は当社グループの売上高の89.2%に達しており、為替リスクの影響は増加傾向にあります。そのため、グループ間取引における為替リスクは本社が負うという方針に基づき、外貨取引における為替変動の影響を本社に集約し、本社にて為替管理を行っております。また、為替予約取引等の手段により、可能な限りリスクを軽減し、回避するよう努めてまいりますが、予測を超えた為替相場の変動がある場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) インバウンドの影響

当社グループは、特に中国からの訪日客によるインバウンド需要の影響を多く受けております。当社グループでは、インバウンド動向を注視しており、その内容によっては機動的に取締役会等を開催して対策を講じることができる体制を構築しておりますが、予測し得ない現地の経済情勢の変化、政策等の変更、日中関係悪化、感染症の拡大等による需要の低迷が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 原材料価格の高騰

当社グループでは、市場リスクを最小限にするために、海外を含めたグローバル調達を推進しております。また、供給会社と良好な関係を保ちながら、必要な原材料を適切な価格でタイムリーに調達できるよう努めております。しかしながら、国際情勢の変化、投機資金流入などにより需給バランスが一時的に不均衡となり、購入価格に影響がでた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 物流コストの高騰

当社グループの製品を国内及び各国に供給するためには、物流サービスが有効に機能している必要があります。

当社グループでは、内外のお客様への商品配送を複数の業者に分散して委託し、これら事業者と良好な取引関係を保つことで、安定的な物流体制を構築しております。しかしながら、昨今の物流業界の状況に鑑み、これら事業者から大幅な配送料の値上げや取引関係の縮小などがあった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 部材及び商品供給

当社グループは、原材料、容器、包装資材等の部材を外部のパートナーより供給を受けています。部材の供給不安を回避するため外部パートナー選定には経営状態や生産現場の視察などを通じて安定的な供給先確保に努めています。しかしながら、外部パートナーの品質不良や経営状態の悪化等により必要部材の供給が困難になった場合、完成品である商品の生産・供給に影響することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 特定の委託製造先への依存

当社グループは、商品の製造を外部に委託しており、第9期連結会計年度において主力の委託製造先である株式会社シーエスラボへの外注費割合が全外注費合計に対し75.6%と高い水準となっています。同社の4工場での製造の分散化及び他製造委託先起用の拡充など、特定の委託製造先への依存による不測のリスク軽減に努めておりますが、天災、火災、事故、委託製造先の経営状態の急変などが発生した場合、商品の生産・供給に影響することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社との契約条件は以下のとおりであり、本書提出日現在において、契約解除事由に該当する事実はありません。

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容	契約解除事由
株式会社シーエスラボ	2013年5月1日	2013年5月1日から (5年毎の自動更新で、 2023年4月30日まで 自動延長中)	商品の製造委託	契約条項への違反、履行に関する不正行為、その他経営状態の悪化などを事由として催告なしに契約を解除できる契約解除条項有り。

(17) 在庫

当社グループは、在庫保有状況を毎月精査し、部材の発注計画を含む生産計画を毎月見直し、滞留在庫が懸念される商品については販売促進策を随時立案・実施し、在庫リスクの低減化を図っています。しかしながら、内外での法令・規制の変更に伴う市場環境の変化、消費者ニーズの変化、他社競合品との競争などにより需要及び販売見込みが実態と乖離し、滞留在庫が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 特定のブランド及び商品への依存

当社グループは、主力商品の売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品による依存リスクの分散を図っております。しかしながら、第9期連結会計年度においてはAGtheoryブランド及びAXXZIAブランドが当社グループの売上高の大部分を占めており、現在の主力ブランドが何

らかの要因により販売不振に陥る場合や、また、ブランド及び商品の柱を増やす事業活動はその性質上、さまざまな要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 競合の激化

当社グループは、競合他社の動向によって業績に影響を受ける可能性があります。競争環境を勝ち抜くために、当社グループは新規ブランド及び商品の開発に対する投資を積極的に行っております。また、新規ブランド及び商品の開発と同時に、知的財産権の確保にも積極的に投資を行っております。競合他社に類似品を展開させないためにニッチ市場での先行者利益の獲得、パッケージや形状の独自性等様々な対策を講じ、確固たるブランド価値の確立を図っております。しかしながら、予測し得ない競合他社の動きが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20) 法規制等の遵守

当社グループは、国内外で化粧品・健康食品を中心に多様な商品を取り扱っており、多岐にわたる法規制の適用を受けています。具体的には、会計基準や会社法、税法、労働基準法、独占禁止法、下請法、薬機法、食品衛生法、景品表示法、電子商取引法、特定商取引法、消費者契約法、個人情報保護法など、さらに海外市場に関わる各国の各種法令・規制等があり、これらの法令を遵守するためにコンプライアンス管理規程の制定及び運用、必要に応じて各種法令を管轄する省庁への確認、役職員への周知及び研修会の実施等を行い、法令遵守の徹底を図っております。しかしながら、今後、これらの法規制等の変更や、予測できない法規制等の新設により当社グループの活動が一時的に制限される場合、また、これらの法規制等への対応のための費用が生ずる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 許認可

当社グループは、薬機法に基づく化粧品製造業（有効期限：東京都、2023年5月28日）、化粧品製造販売業（有効期限：東京都、2023年5月28日）の許認可のもとで化粧品事業を展開しています。このため、かかる許認可に基づく基準を遵守し化粧品の品質と安全性を確保する取り組みを行っています。将来において、薬機法の変更や、許認可の有効期限到来時の更新のため、更なる対策を講ずる費用が生ずる可能性があります。さらに、将来の事業領域の拡大の際に新たな許認可取得の必要性が生ずる場合には、許認可取得のための対策費用が生ずる可能性があります。これらの可能性が顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

〔主要な許認可の取得状況（2020年12月31日現在）〕

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2018年5月29日	化粧品製造販売業許可	東京都	自らが化粧品製造販売業者として化粧品の製造販売を許可する。	2023年5月28日	薬機法違反 (届出義務違反、配合成分違反、表示違反、広告表現違反など)
2018年5月29日	化粧品製造業許可 (包装・表示・保管区分)	東京都	化粧品の包装・表示・保管行為を行うことを許可する。	2023年5月28日	薬機法違反 (届出義務違反、配合成分違反、表示違反、広告表現違反など)

なお、上記許認可について、2020年12月31日現在において、事業の停止、許認可取消事由及び事業廃止事由に該当する事実はありません。

(22) 製造物責任賠償

当社グループが販売する商品は、消費者の肌に直接接触するもの、消費者が摂取するものが含まれるため、常に健康障害などによる製造物責任賠償のリスクが内在しており、健康障害を引き起こす事態が生じた際には製造物責任を負う可能性があります。当社グループは当該リスクへ対応するために商品の品質と安全性を確保するために品質管理体制を構築しています。しかしながら、これらの可能性が顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) リコール発生などの品質問題

当社グループは、市場及び消費者ニーズに応じて継続的に新規ブランドや新商品開発に取り組んでおり、製造工程面での品質管理に万全を期すとともに発売前の安全性試験を通じて、常に精緻な「製品標準書」に基づいた3C8（注）検査ポリシーに従い、安全面での品質維持に努めています。しかしながら、意図しない品質不良等によ

り大規模なリコールの必要性が生じた際には、法令に沿った告知をはじめ速やかな自主回収の措置を講ずることとなり、これらの対策費用発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 3C8 (スリー・シー・エイト) とは3段階Check、計8項目検査のことです。

1st Check : 「バルク原料等資材受入検査」 1C-(1) バルク原料受入検査 1C-(2) 容器等、他資材、受入検査

2nd Check : 「製造～充填～梱包工程でのライン検査」 2C-(1) 個装品検査 2C-(2) 内箱詰品検査 2C-(3) 内箱詰品検査 2C-(4) 5年間保管用参考品採取

3rd Check : 「出荷前最終品質検査」 3C-(1) 完成品検査 3C-(2) 出荷前品質検査

(24) 消費者とのトラブル及び風評

当社グループは、販売する商品の特性上、消費者が期待する効果効能が体感できなかった場合の消費者よりの苦情、健康障害などのトラブルが発生する可能性があります。販売する商品の効果効能については商品毎に関連法令の定める範囲内での効果効能表現を徹底し、消費者との適切なコミュニケーションを図るとともに、健康障害などのトラブルに際しては誠意をもって消費者対応にあたる体制を整備しています。しかしながら、これらトラブルに関するマスコミ報道やインターネットへの書き込み等により風評が流布し、当社グループ及び商品イメージの低下につながる事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 返品発生

当社グループは、百貨店・量販店・ドラッグストアチェーン店などの商慣習に従い商品を販売しており、過去に販売した商品の返品が発生する可能性があります。これら取引先との契約条件については個別協議を続けるとともに、取引先と協力して取引先側での過剰在庫を発生させないよう販売促進策を随時実施することで返品発生リスクの最小化に努めています。さらに、当社グループが責を負うべき品質不良などによる返品が多数発生し、返品処理及び代替品納品などの費用が多額に発生する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26) 特定人物への依存

当社グループは、代表取締役社長である段卓の中国市場における人的関係を活用し、海外事業を推進、展開しております。海外営業部及び海外子会社にてこれら人的関係を継承し、特定の人物に依存するリスクの低減に努めています。しかしながら、段卓自身が不慮の事故等に遭遇し、海外取引先との人的関係及び取引関係の維持に支障を生ずる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(27) 人材の獲得及び育成

当社グループでは、今後想定される事業拡大等に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に商品開発や営業、マーケティングに関わる優秀な人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力向上に取り組んでおります。しかしながら、当社グループが求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合、あるいは人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(28) 支配株主との関係について

当社の支配株主である段卓は、当社の創業者であり代表取締役であります。当社の支配株主である王曉維（通称名 天野 曉維）は、当社の取締役副社長であり、段卓の配偶者であります。

段卓と王曉維、自身の資産管理会社である株式会社イーグルファイナンス及び創維科技實業有限公司並びに二親等内の親族である段世純の所有株式数を含めると本書提出日現在で発行済株式総数の87.4%を所有しております。また、段卓の四親等の親族である取締役の武君の所有株式数も含めると94.7%を保有しております。

段卓及び王曉維は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、双方の意見が必ずしも一致するわけではないため、支配株主の利益追求により当社の少数株主利害を害される利益相反リスクの可能性があります。

(29) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループでは、当社グループの役員、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は390,000株であり、発行済株式総数の1.71%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります、この株式価値の希薄化が株価形成に悪影響を及ぼす可能性があります。

(30) 公募増資による資金使途のリスクについて

当社は、本書に基づき資本市場から調達する公募増資による資金について、新たな自社工場設立に充当する予定としております。当社は、これまで自社工場を保有しておらず、工場設立に当たっては、その投資効果を慎重に検討しておりますが、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、経営成績等）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第9期連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて471,490千円増加し、2,891,762千円となりました。このうち流動資産は、前連結会計年度末に比べて414,348千円増加し、2,454,916千円となり、固定資産は、前連結会計年度末に比べて57,142千円増加し、436,846千円となりました。流動資産の主な増加要因は、新製品開発による原材料及び貯蔵品、製品の在庫増によるたな卸資産の増加504,380千円等によるものです。固定資産の主な増加要因は、当社製品のブランド価値を保全するための商標権及び意匠権の取得等による無形固定資産の増加32,487千円、直営店舗の開設準備に係る敷金及び内装負担金の支払等による投資その他の資産の増加15,683千円等によるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて240,430千円減少し、627,676千円となりました。このうち流動負債は、前連結会計年度末に比べて241,351千円減少し、470,685千円となり、固定負債は、前連結会計年度末から921千円の増加となり、156,991千円となりました。流動負債の主な減少要因は、当座貸越契約における借入金を返済したことによる短期借入金の返済による減少100,000千円、未払法人税等の納付等による減少340,660千円等によるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて711,920千円増加し、2,264,086千円となりました。主な増加の要因は、親会社株主に帰属する当期純利益717,371千円の計上により利益剰余金が717,263千円増加したことによるものです。

この結果、自己資本比率は78.3%（前連結会計年度末は64.1%）となりました。

第10期第1四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）

（資産）

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて241,768千円増加し、3,133,531千円となりました。このうち流動資産は、前連結会計年度末に比べて216,679千円増加し、2,671,595千円となり、固定資産は、前連結会計年度末に比べて25,089千円増加し、461,936千円となりました。流動資産の主な増加要因は、たな卸資産の増加100,007千円等によるもの、固定資産の主な増加要因は、無形固定資産の増加11,113千円、投資その他の資産の増加15,175千円等によるものです。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて22,321千円増加し、649,998千円となりました。このうち流動負債は、前連結会計年度末に比べて25,399千円増加し、496,085千円となり、固定負債は、前連結会計年度末から3,078千円の減少となり、153,913千円となりました。流動負債の主な増加要因は、未払法人税等の計上等による増加99,371千円、買掛金の支払等による減少88,311千円等によるものです。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて219,446千円増加し、2,483,533千円となりました。主な増加の要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等により利益剰余金が増加したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は79.3%（前連結会計年度末は78.3%）となりました。

② 経営成績の状況

第9期連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当連結会計年度（2019年8月1日～2020年7月31日）における景況感は、当初は国内で雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、2月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により企業活動や消費が大きく制約を受けた影響で、景気が急激に減退し極めて厳しい状況となりました。

国内化粧品市場においては、消費税率引き上げ後の個人消費の弱さが残るなか、感染症拡大により外出自粛要請が発令され、消費マインドは低下、小売店の営業時間短縮や臨時休業、加えて入国規制によるインバウンド需要の激減等の影響を受け、厳しい状況が続いております。

海外化粧品市場においては、感染症拡大に伴い中国やその他アジア地域は2月から急激に減速しましたが、中国においては感染者数減少を受けてEコマース市場を中心に回復傾向が見られております。

このような市場環境のもと、当社グループは、2019年からスタートした3ヵ年中期経営計画（2019年度～2022年度）に基づき、中国本土で広告投資を強化、販売力の強化を図るとともに、次世代の成長製品を創出すべく取り組みを進めてまいりました。特に当連結会計年度では中国国内最大級のECプラットフォームにおけるサプリメント旗艦店に加えて化粧品旗艦店を追加で開設する等、Eコマースを中心に認知度・ブランド力の向上に努め、前連結会計年度に比べて中国本土における投資を拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は4,290,404千円（前期比24.4%増）となり、前連結会計年度を大幅に上回りました。

利益につきましては、増収効果によって売上総利益は増加しましたが、認知度・ブランド力向上のために積極的に広告の先行投資を実施した結果、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は1,075,984千円（前期比24.2%減）、経常利益は1,030,348千円（前期比25.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は717,371千円（前期比20.6%減）となり、増収減益となりました。

当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業の区分別の販売先は次のとおりであります。

区分		前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		前年 同期比 (%)
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
中国 売上	サロン	66,023	1.9	770,143	18.0	1,166.5
	Eコマース (Tmall Global&RED旗艦店、Taobaoその他ECプラットフォーム、Tmall 卸)	2,165,771	62.8	2,899,118	67.6	133.9
	リテール (中国小売店・百貨店、日免・深免等中国空港免税店)	19,039	0.6	20,782	0.5	109.2
	計	2,250,834	65.3	3,690,044	86.0	163.9
日本 売上	サロン	362,501	10.5	189,989	4.4	52.4
	リテール (ドラッグストア、小売店、百貨店、羽田・成田等日本空港免税店、直営店)	621,230	18.0	230,600	5.4	37.1
	その他 (Amazon、Yahoo、楽天、自社EC)	92,019	2.7	44,499	1.0	48.4
	計	1,075,750	31.2	465,089	10.8	43.2
その他 地域 売上	リテール (ロッテ・新羅免税店、シンガポール・チャンギ空港免税店等)	56,726	1.6	40,127	0.9	70.7
	その他 (ロシア・オーストラリア・米国等)	65,196	1.9	95,142	2.2	145.9
	計	121,922	3.5	135,270	3.2	110.9
販売実績合計		3,448,507	100.0	4,290,404	100.0	124.4

第10期第1四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）

当第1四半期連結累計期間（2020年8月1日～2020年10月31日）における景況感は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞が終息しておらず、感染拡大懸念についても不透明であることから、依然として厳しい状況が続いております。

国内化粧品市場においては、新型コロナウイルス感染症による入国規制によるインバウンド需要は依然として回復の見通しがたたず、消費マインドの冷え込みが継続しており、先行きは不透明な状況が続いております。

海外化粧品市場においても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により先行きは不透明な状況が続いておりますが、中国市場においては感染者数減少を受けて、Eコマース市場を中心に回復傾向が見られております。

このような市場環境のもと、当社グループでは、2019年からスタートした3ヵ年中期経営計画（2019年から2022年）に基づき、中国本土において広告投資を強化、販売力の強化を図るとともに、次世代の成長製品を創出すべく取り組みを進めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における業績は次のとおりとなりました。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、国内売上は低調であったものの、越境ECを含め中国国内での売上が好調に推移したことにより1,225,648千円となりました。営業利益は305,298千円、経常利益は309,181千円となりました。

以上の結果により、親会社株主に帰属する四半期純利益は209,476千円となりました。

なお、当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

[業績の概要]

(単位：千円、%)

	第8期連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	第9期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		第10期第1四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)
	金額	金額	対前期比	金額
売上高	3,448,507	4,290,404	+24.4	1,225,648
営業利益	1,419,687	1,075,984	△24.2	305,298
経常利益	1,383,096	1,030,348	△25.5	309,181
親会社株主に帰属する 当期（四半期）純利益	903,876	717,371	△20.6	209,476

③ キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ51,493千円減少し、当連結会計年度末には924,558千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は161,517千円（前連結会計年度は749,553千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1,032,136千円、売掛金回収による売上債権の減少178,456千円等があった一方、新製品開発による原材料及び貯蔵品、製品の在庫増によるたな卸資産の増加509,221千円、事業拡大に伴う法人税負担増による法人税等の支払額653,268千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は90,704千円（前連結会計年度は317,000千円の使用）となりました。これは主に、直営店舗の開設準備等に係る有形固定資産の取得による支出36,952千円、当社製品のブランド価値を保全するための商標権及び意匠権の取得等による無形固定資産の取得による支出31,972千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は105,182千円（前連結会計年度は246,316千円の獲得）となりました。これは主に、当座貸越契約における借入金を返済したことによる短期借入金の純増減額△100,000千円等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

a. 生産実績

最近2連結会計年度及び第10期第1四半期連結累計期間における生産実績は次のとおりです。

セグメントの名称	第8期連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	第9期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		第10期第1四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)
	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
化粧品事業	1,341,582	1,694,990	126.3	458,761

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社は見込み生産を行っておりますので、該当事項はありません。

c. 販売実績

最近2連結会計年度及び第10期第1四半期連結累計期間における販売実績は次のとおりです。

セグメントの名称	第8期連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	第9期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		第10期第1四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)
	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
化粧品事業	3,448,507	4,290,404	124.4	1,225,648

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2連結会計年度及び第10期第1四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第8期連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		第9期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		第10期第1四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
JIUCHONGTIAN TRADE LIMITED	699,310	20.3	—	—	—	—

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 第9期連結会計年度及び第10期第1四半期連結累計期間のJIUCHONGTIAN TRADE LIMITEDに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 第9期連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

当社グループは、当連結会計年度において、中国国内最大級のECプラットフォームにおけるサプリメント旗艦店に加えて化粧品旗艦店を追加で開設する等、Eコマースを中心に認知度・ブランド力の向上に努め、前連結会計年度に比べて中国本土における広告投資拡大に重点的に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は4,290,404千円となり、前連結会計年度に比べ24.4%増加いたしました。

事業区分ごとにみると、中国国内売上で3,690,044千円、日本売上で465,089千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は1,252,668千円となり、結果として売上総利益は3,037,735千円となりました。売上原価の低減に努めた結果、売上原価は売上比で29.2%、売上総利益は70.8%になっております。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費の主な項目として、従業員給与及び手当289,090千円(売上比6.7%)、ブランドの認知力向上の為に傾注した広告宣伝費515,817千円(売上比12.0%)を計上した結果、販売費及び一般管理費合計で1,961,751千円(売上比45.7%)となりました。

広告宣伝費の対売上高比率は12.0%、広告宣伝費と主にTmall Global売上高に応じて発生する支払手数料と合わせた対売上高比率は22.0%と、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等で挙げた指標」に掲げた15%以下、30%以下を維持することができた結果、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は1,075,984千円(売上比25.1%)となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益で3,946千円(売上比0.1%)、営業外費用では主に為替差損45,586千円(売上比1.1%)を計上し、49,582千円(売上比1.2%)となりました。結果として経常利益は1,030,348千円(売上比24.0%)となりました。

(特別利益、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益で1,787千円、法人税等合計で314,764千円(売上比7.3%)を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は717,371千円(売上比16.7%)となりました。

b. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、2,891,762千円となりました。

当連結会計年度末における負債は、627,676千円となりました。

当連結会計年度末における純資産は、2,264,086千円となりました。

主な増減内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

以上の結果、財務指標としては、流動比率が521.6%、自己資本比率が78.3%になっております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社グループは、事業継続に必要と考える資金は確保していると認識しております。当社の運転資金需要のうち主なものは、新製品上市のための研究開発投資、店舗の出店、生産性向上のための設備投資、認知度拡大のための広告投資等があり、主な資金の源泉は、化粧品と健康補助食品の販売による収入となります。

なお、当社グループの当連結会計年度末の現金及び預金残高は924,558千円となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。この判断及び見積りに関しては過去の実績などを勘案し合理的に判断しております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

(棚卸資産)

製品、原材料及び貯蔵品は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。四半期末及び期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、滞留及び過剰在庫の内、陳腐化したたな卸資産については、適正な価値で評価されるように評価減の金額を見積もっております。

(有形固定資産)

当社グループでは、有形固定資産の簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す兆候がある場合には、減損の判定を行っております。また、減損リスクの管理として、新たな遊休及び休止資産の発生等といった案件発生の可能性の把握とその対応を行っております。資産グループの回収可能価額は、事業用資産については将来キャッシュ・フローをもとにした使用価値により測定しております。経営者はそれらの将来キャッシュ・フローの見積りは合理的であると考えておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、将来キャッシュ・フローが減少し、減損損失が発生する可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当社グループでは、化粧品事業における事業規模の拡大及び直営店の開設準備等により、総額54,362千円の設備投資を実施しました。

なお、当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第10期第1四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）

当社グループでは、化粧品事業における工具の購入等により、総額3,898千円の設備投資を実施しました。

なお、当社グループは化粧品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第1四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	化粧品事業	事務所 (賃借)	4,335	—	27,745	32,081	74
工場建設予定地 (静岡県駿東郡小山町)	化粧品事業	土地	—	210,988 (11,388)	—	210,988	—
店舗開設予定地 (東京都大田区)	化粧品事業	店舗 (賃借)	—	—	11,021	11,021	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品であります。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 本社事務所は賃借しており、その年間賃借料は24,258千円であります。

(2) 国内子会社

2020年7月31日現在、当社には国内子会社はありません。

(3) 在外子会社

2020年7月31日現在、在外子会社には記載すべき主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2020年12月31日現在）

当社グループの設備投資については、事業拡大の状況、内外の経済情勢、投資効率等を総合的に判断の上、計画することとしています。

なお、重要な設備の新設、改修、除却・売却の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 生産能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
小山工場 (仮)	静岡県駿東 郡小山町	化粧品事業	化粧品製 造・充填・ 梱包設備	2,210,988	210,988 (注) 3	増資資金	2021年 8月	2023年 2月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 土地を先行して取得しており、2021年8月より建設着工予定であります。

(2) 重要な改修

重要な改修の計画はありません。

(3) 重要な除却・売却

重要な除却・売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	91,200,000
計	91,200,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,800,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	22,800,000	—	—

- (注) 1. 2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は22,777,200株増加し、22,800,000株となっております。
2. 2020年10月23日開催の定時株主総会決議に基づき、2020年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

[1] 2019年4月25日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

決議年月日	2019年4月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 35
新株予約権の数（個）※	365 [362]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 365 [362,000]（注）1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	780,000 [780]（注）3、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 780,000 [780]（注）7 資本組入額 390,000 [390]（注）7
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年7月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年12月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項について最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末現在においては1,000株となります。

2. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、同じとします。）又は併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、無償割当てについては効力発生日（割当のための基準日がある場合はその日）の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、株式数は適切に調整されます。

3. 新株予約権割当日以後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権割当日以後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当てを除きます。また、新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除きます。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除きます。）とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含みます。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、新株予約権割当日以後、他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人いずれかの地位を保有していることを要します。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。
- ②次のいずれかに該当する事由が発生した場合、新株予約権者は当該新株予約権を行使することができません。但し、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。
 - a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 権利者が当社又は当社関係会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社関係会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は当社関係会社の信用を損ねた場合
 - d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - g. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じとします。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - h. 新株予約権者が自己に適用される当社又は当社関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められません。
- ④本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使はできません。
- ⑥本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
- ⑦新株予約者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）、新設分割、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記３．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から当該行使期間の末日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の決議による承認を要するものとします。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記４．に準じて決定します。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

下記６．に準じて決定します。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

６．新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

②当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含みます。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

③当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定義するものを意味します。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

④新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

７．当社は2020年10月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[2] 2019年６月18日臨時株主総会決議（第２回新株予約権）

決議年月日	2019年６月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）※	28 [24]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 28 [24,000]（注）１、２、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	780,000 [780]（注）３、７
新株予約権の行使期間※	自 2022年８月１日 至 2027年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 780,000 [780]（注）７ 資本組入額 390,000 [390]（注）７
新株予約権の行使の条件 ※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）５

※ 最近事業年度の末日（2020年７月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年12月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項について最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末現在においては1,000株となります。
2. ～7. 「[1] 2019年4月25日臨時株主総会決議(第1回新株予約権)」の(注) 2. ～7. に記載のとおりであります。

[3] 2019年6月18日臨時株主総会決議(第3回新株予約権)

決議年月日	2019年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4 [4,000] (注) 1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	780,000 [780] (注) 3、7
新株予約権の行使期間※	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 780,000 [780] (注) 7 資本組入額 390,000 [390] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2020年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年12月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末現在においては1,000株となります。
2. ～7. 「[1] 2019年4月25日臨時株主総会決議(第1回新株予約権)」の(注) 2. ～7. に記載のとおりであります。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年5月30日 (注) 1	560	760	28,000	38,000	—	—
2018年10月31日 (注) 2	—	760	60,000	98,000	—	—
2019年4月1日 (注) 3	22,040	22,800	—	98,000	—	—
2020年10月1日 (注) 4	22,777,200	22,800,000	—	98,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当 560株

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

主な割当先 段 卓、王 曉維 (通称名 天野 曉維)、創維科技實業有限公司、他1社、3名

2. その他利益剰余金の資本組入れを行っております。

3. 株式分割 (1 : 30) によるものであります。

4. 株式分割 (1 : 1,000) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	1	4	1	7	—
所有株式数（単元）	—	—	—	30,000	30,000	156,000	12,000	228,000	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	13.16	13.16	68.42	5.26	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 22,800,000	228,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	22,800,000	—	—
総株主の議決権	—	228,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会である旨、定款に定めております。

しかしながら、当社は成長過程にあり、将来の事業の拡大及び財務基盤の充実のため内部留保の確保を最優先に、創業以来無配としてまいりました。

当面の間は内部留保を充実させることを最優先にしていく方針であります。将来的には事業業績及び財務状況を勘案しながら株主への継続的な利益還元を図ってまいります。ただし現時点では配当実施の可能性、実施時期などについては未定となっております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと工場建設、設備購入費用として投入していくこととしております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

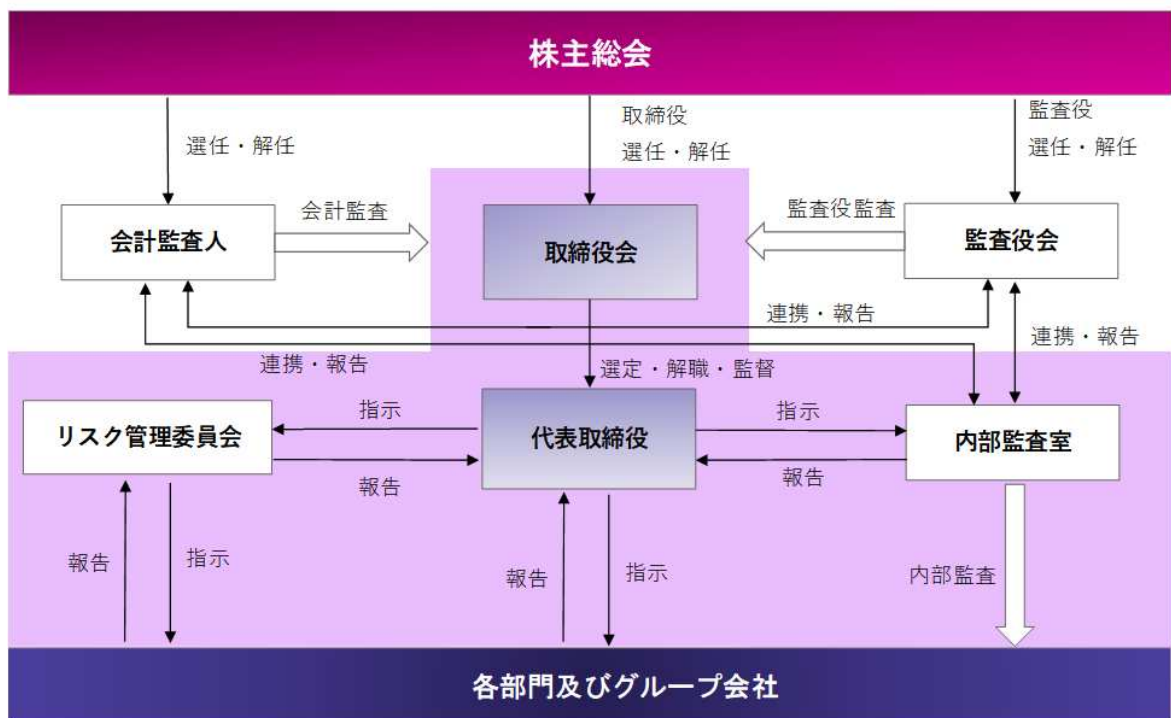
当社グループは、経営方針の中核に「グループとしての企業価値を高める経営を継続して行っていく」ことを掲げ、事業の拡大と効率を追求した経営に取り組んでおります。この企業価値を高める経営の継続に当たりましては、コーポレート・ガバナンスが機能することが不可欠であり、当社グループではコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題のひとつと位置付け、健全な経営を遂行する組織体制や仕組みを整備し、継続的に社会的信用を保持するための体制づくりを進めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。また、取締役会の議長は代表取締役社長が務めております。業務執行にあたっては取締役会等を機動的に運営し、迅速で効率的な経営を行っております。当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概念図は、次のとおりであります。



a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役8名（うち常勤取締役7名、社外取締役1名）で構成され、代表取締役である段卓を議長として、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成されており、常勤監査役である宮島正裕を議長と定めております。原則として毎月1回の定期開催と必要に応じて随時機動的に開催しております。

監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査室及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査人

当社はPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から監査を受けております。

d. 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄に内部監査室を設置し、内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき各部門の業務遂行状況の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、被監査部門から改善状況報告を提出されることとしております。なお、内部監査担当者は、内部監査の状況等について、随時、監査役、会計監査人と連携しております。

e. リスク管理委員会

当社は、常勤取締役及び常勤監査役から成るリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、各部門が管理するリスクの管理状況について情報共有を行うことを目的に設置されており、四半期に1度の頻度で開催されております。当委員会では各部を管掌する常勤取締役のリスクの管理状況について、他の常勤取締役及び常勤監査役が監督・監査を行うことを通じて、適正なリスク管理を図っております。

また、当委員会では、コンプライアンスに関する事項も取り扱っております。当社は、「コンプライアンス管理規程」を制定して、コンプライアンス教育等の全社的取組みの実施体制を定めておりますが、コンプライアンスに関する取組みが会社の方針に沿って行われていることを確認するため、コンプライアンス実施責任者からリスク管理委員会にその取組みの具体的内容を定期的に報告させることにしております。

ロ 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、環境変化に適応した迅速な意思決定を図り、かつ経営の透明性・健全性を確保するために有効であると判断し、上記の企業統治体制を採用しております。当社の業務執行は、取締役の管掌範囲を明確にし、少人数による迅速な意思決定ができる体制としております。取締役会の運営につきましては、各取締役及び各監査役が忌憚のない意見を述べて議論するなど相互牽制機能を有効に働かせ、ガバナンス機能を十分に果たすよう実践しております。また、外部の中立かつ客観的な立場から経営を監督・監査することが重要であると認識しており、高度な専門知識と豊富な経験を有している社外取締役、社外監査役を選任しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保することを目的に定めた「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、上記基本方針に基づき、内部統制システムの整備、また財務報告の信頼性を確保する体制を構築し、それにより、グループの全役職員により遂行される内部統制の仕組みの充実とその有効性の確保に努めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンス担当取締役の下に実施責任者を置き、コンプライアンスの社内への推進を図っております。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、定期的又は必要に応じて開催しております。取締役は、取締役会の決議及び社内規程に従い、担当業務を執行し、他の取締役の職務執行を監督しております。

監査役は、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、内部監査結果に関して、監査報告書を作成して代表取締役へ報告しております。

取締役又は使用人による不正行為を早期に発見してこれを是正するため、「内部通報規程」を定め、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、使用人からの報告・相談に対応する体制を整備しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報システム管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」を定めてITを利用した場合の情報の保存及び管理を図るとともに、「企業機密管理規程」及び「個人情報保護管理規程」を定めて営業秘密及び個人情報の適切な取扱いを行っております。

また、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の重要な文書については、法令及び「文書管理規程」を定め、適切に保存・管理しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「リスク管理規程」を定め、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。当社の事業活動に関する様々なリスクについては、リスクの内容に応じて担当取締役を置き、適切に管理しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会決議により常勤取締役の管掌範囲を定めるとともに、「職務権限規程」を定めて取締役に一定の範囲で権限・責任を移譲しております。

取締役会は、「取締役会規程」を定めて取締役に付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図っております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、これに従って当社は子会社の業務を指導・支援しております。

子会社を統括主管する担当取締役を定め、子会社の経営状況、財務状況、その他の重要事項を報告させております。

子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社に対して原則として当社から役員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。

子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象としております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しております。

f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の趣旨に則り、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告しております。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずることとしております。その整備状況並びに運用状況については、内部監査室及び監査役によりモニタリング・検証されております。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くこととしております。

取締役からの独立を確保するため、当該使用人の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上決定するものとし、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役又は内部監査室長の指揮命令を受けないものとします。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役は、当社及び子会社から成る企業集団が法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役に報告することとしております。

「内部通報規程」に基づく社内の相談窓口は常勤監査役としており、使用人が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できるようにしております。また、使用人が社外の相談窓口で報告・相談をした場合には、社外の相談窓口が速やかに常勤監査役にその内容を報告することができる体制を整備しております。

i. 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

当社グループの取締役及び使用人が上述の報告を行ったときは、当該報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。特に、報告者が使用人の場合については、「内部通報規程」に従って当該報告者を保護することとしております。

- j. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の請求をしたときには、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

- k. 上記のほか監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努めることとしております。

また、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社は、監査役が重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築しております。

- ロ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応に関する基本方針」を定めて対外的に公開し、担当取締役の下に総務責任者を置き、全社的に反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の不当な要求には応じないこととしております。当社は、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら、組織的に対応することとしております。また、当社においては、必要に応じて取引先の事前の審査を行い、取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を設けることとしております。

- ハ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の締結

当社は社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を損害賠償責任の限度額として責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

- ニ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

- ホ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

- ヘ 取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨を定款に定めております。

- ト 取締役会で決議できる株主総会決議事項

- a. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものです。

- b. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものです。

- チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	段 卓	1966年6月18日生	1998年4月 株式会社エイジス入社 2002年2月 株式会社モアソンジャパン入社 2003年4月 株式会社フェリーク設立 代表取締役就任 2010年8月 株式会社インゲーム設立 代表取締役就任 2011年9月 オンラインゲームジャパン株式会社 設立 取締役就任 2011年12月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2014年6月 株式会社イーグルファイナンス 設立取締役就任 (現任) 2017年12月 創維科技實業有限公司設立 取締役就任 (現任) 2018年4月 株式会社ビューティック設立 代表取締役就任 2018年4月 Xiaozhi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事長就任 2018年5月 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事長就任 (現任) 2019年3月 創維国際株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 2020年2月 Xiaozhi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事就任 (現任)	(注) 5	5,760,000
取締役副社長	王 曉維 (通称名 天野 曉 維)	1983年10月17日生	2005年4月 Vmark International株式会社入社 2006年2月 天創工業株式会社入社 2009年8月 フェリーク入社取締役就任 2010年8月 株式会社インゲーム設立 取締役就任 2010年8月 株式会社エイブラ 取締役就任 2011年9月 オンラインゲームジャパン株式会社 代表取締役就任 2011年12月 当社取締役就任 2014年6月 株式会社イーグルファイナンス設立 代表取締役就任 (現任) 2017年12月 創維科技實業有限公司設立 代表取締役就任 (現任) 2018年4月 Xiaozhi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事就任 (現任) 2018年5月 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事就任 (現任) 2018年8月 当社取締役副社長就任 (現任) 2019年3月 創維国際株式会社 取締役就任 (現任)	(注) 5	5,760,000
専務取締役	雑賀 俊行	1959年4月23日生	1982年4月 日本商事株式会社入社 1987年7月 株式会社サイカ商会入社 代表取締役就任 2000年2月 株式会社サイバーテクノ入社 2002年8月 株式会社総合臨床薬理研究所入社 2003年10月 同社常務取締役就任 2012年7月 株式会社フェリーク入社 2013年1月 当社取締役就任 2013年2月 株式会社フェリーク取締役就任 2015年6月 同社専務取締役就任 2015年6月 当社専務取締役就任 (現任)	(注) 5	1,200,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	吉田 雅弘	1958年4月18日生	1981年4月 丸紅株式会社入社 1991年10月 同社イスタンブール支店 部長就任 1995年10月 丸紅ケミックス株式会社 大阪支社 出向 部長就任 2007年2月 ジュリークジャパン株式会社出向 同社取締役就任 2009年3月 同社代表取締役就任 2014年6月 当社入社 2018年8月 当社取締役就任 (現任)	(注) 5	—
取締役 海外子会社 統括室長	武 君	1985年9月20日生	2009年2月 株式会社フェリーク入社 2010年8月 株式会社インゲーム 監査役就任 2011年9月 オンラインゲームジャパン株式会社 監査役就任 2018年4月 Xiaozhi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事就任 2018年5月 AXXZIA (HongKong) International Limited 董事就任 (現任) 2018年8月 当社取締役就任 (現任) 2020年2月 Xiaozhi Cosmetic (Shanghai) Inc. 董事長就任 (現任)	(注) 5	1,680,000
取締役 国内営業部長 兼海外営業部長	張 輝	1983年4月28日生	2012年6月 株式会社フェリーク入社 2018年5月 当社入社 2019年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 5	—
取締役 管理部長	福井 康人	1965年10月29日生	1988年4月 株式会社大和銀行 (現株式会社りそ な銀行) 入社 1998年7月 野村信託銀行株式会社入社 2015年10月 株式会社イオン銀行入社 2018年9月 当社入社 2019年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 5	—
取締役	荒川 雄二郎	1971年11月3日生	2000年4月 北浜法律事務所入所 2009年1月 同事務所パートナー就任 2016年1月 同事務所代表社員就任 (現任) 2019年6月 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 5	—
監査役	宮島 正裕	1972年7月16日生	1996年4月 大東京火災海上保険株式会社 (現あ いおいニッセイ同和損害保険株式会 社) 入社 1999年1月 中島会計事務所 (現朝日税理士 法人) 入所 2004年8月 株式会社ディレクシブ 監査役就任 2006年4月 のぞみ会計パートナーズ設立 2018年10月 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 6	—
監査役	清水 健次	1968年5月24日生	1995年11月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限 責任監査法人) 入所 2002年10月 小沢・秋山法律事務所入所 2008年9月 株式会社みのや社外監査役就任 2010年3月 株式会社ウェルシイ社外監査役就任 2013年8月 株式会社Gunosy社外監査役 (現任) 2015年1月 武市法律事務所入所 2016年3月 清水法律事務所設立 (現任) 2016年3月 日本テクノ株式会社社外監査役就任 (現任) 2016年7月 株式会社社長越代表取締役就任 (現任) 2019年10月 当社社外監査役就任 (現任) 2020年7月 株式会社gumi社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 6	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	奥田 都修	1972年 5 月 17 日生	2000年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ 監査法人）入所 2018年 1 月 おくだ会計税務事務所開所代表就任 （現任） 2020年11月 当社社外監査役就任（現任）	（注） 7	—
計					14, 400, 000

- （注） 1. 取締役 荒川 雄二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 宮島 正裕氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 清水 健次氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 奥田 都修氏は、社外監査役であります。
5. 2020年10月23日開催の定時株主総会終結の時から、2022年 7 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2020年10月23日開催の定時株主総会終結の時から、2024年 7 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 2020年11月 1 日から、2024年 7 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. 取締役副社長 王 曉維（通称名 天野 曉維）氏は代表取締役社長 段 卓氏の配偶者であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は 1 名であり、取締役荒川雄二郎氏は弁護士として豊富な経験と幅広い知見を有し実務経験に基づいた助言・監督を行っております。なお、同氏は本書提出日現在において、当社との間には人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

社外監査役は 3 名であり、監査役宮島正裕氏は、会計事務所等で長年培われた専門的な知識や経験を活かして助言・提言を行っております。なお、同氏は本書提出日現在において、当社との間には人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

監査役清水健次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、かつ、他の上場企業においても非常勤監査役を務めている経験から、専門的な見地での助言・提言を行っております。なお、同氏は本書提出日現在において、当社との間には人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

監査役奥田都修氏は、公認会計士としての専門知識を生かして助言・提言を行っております。なお、同氏は本書提出日現在において、当社との間には人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

社外役員の機能・役割といたしましては、自らの経験・知見に基づき経営方針や経営改善について助言を行うことにより、会社の持続的な成長を施し中長期的な企業価値の向上を図ることが期待されております。また、社外監査役については、中立的な立場から客観的な監査意見を表明することにより、監査体制の中立性及び独立性をより一層高めることが期待されております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会において内部監査・内部統制システムの運用状況・監査役監査・会計監査の結果・その他の重要事案について報告を受け、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に準ずる会計監査を受けておりますが、監査法人は社外監査役を含む監査役会へ期初における監査計画の説明や期中・期末における監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換などを行い、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、2020年10月23日開催の定時株主総会決議により、従前の任意合議体である「監査役協議会」を継承する形で11月1日付で監査役会設置会社になりました。

本書提出日現在、監査役は独立した立場から、取締役会に出席し、取締役からの業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監査しております。監査役で組織する監査役会については、これを毎月開催し、監査役間で意見交換・情報共有を行います。

また、会計監査人や内部監査室との相互連携については、「(2) 役員の状況 ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりであります。

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、必要な費用等を予算に計上し、その費用等を負担しております。

監査役宮島正裕氏は、税理士法人での経営経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、常勤監査役の活動として、取締役会、リスク管理委員会その他必要と認めるすべての会議、委員会へ出席し、意見を述べ、また、当社及び当社グループの子会社への往査を行っております。

監査役清水健次氏は、監査法人及び法律事務所での実務経験を有し、財務、会計及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役奥田都修氏は、監査法人での実務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において当社は従前の監査役協議会を2019年11月より月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査役協議会への出席状況
常勤監査役	宮島 正裕	全9回中9回
社外監査役	清水 健次	全9回中9回
社外監査役	奥田 都修	全一回中一回

奥田都修氏は、2020年11月1日より監査役に就任したため、当事業年度の監査役協議会への出席実績はございません。

監査役会における主な検討事項につきましては、内部監査室からの内部監査結果のヒアリング、会計監査人からの会計監査の状況に関するヒアリング及び取締役からの事業の状況や職務の執行状況に関するヒアリング等を実施いたします。

② 内部監査の状況

業務執行部門から独立した内部監査室（2名）を置き、内部管理態勢の適切性、有効性等について検証・評価を行い、社長、監査役会に監査結果を報告するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、適切な業務の監査、改善の助言及び勧告に努めております。

③ 会計監査の状況

会計監査は、監査契約を締結しているPwCあらた有責任監査法人により、独立した立場から会計監査を受けております。なお、当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

a. 監査法人の名称

PwCあらた有責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員：小沢 直靖

指定有限責任社員・業務執行社員：本多 守

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、会計士試験合格者等1名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬等を総合的に勘案して判断しております。

監査役会は当事業年度における会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は監査法人の評価にあたって、監査法人からその品質管理体制、監査計画、監査概要等について適宜報告を受け、また管理管掌取締役より監査法人の適格性、独立性、監査の妥当性、監査報酬見積などに関しての評価を聴取し、その内容を検討しました。検討の結果、監査法人の職務の遂行が適正に行われていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	6,000	9,750	16,950	10,000
連結子会社	—	—	—	—
計	6,000	9,750	16,950	10,000

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、当社が株式上場を目指す前提のもとでの業務改善に関するアドバイザー・サービス業務です。

(最近連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、当社が株式上場を目指す前提のもとでの業務改善に関するアドバイザー・サービス業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwC)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	—	—	2,529	—
計	—	—	2,529	—

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査役の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した監査法人の報酬等に対して、当社の監査役が同意をした理由は監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を監査役として検討した結果、監査役全員が本報酬に妥当であることに賛同を得たためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬につきましては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを方針としております。なお、現金報酬とは別に、長期的な業績及び企業価値の向上に対する一層の意欲や士気を高めるために、取締役（役付取締役を除く。）に対していわゆる通常型ストック・オプションの目的で新株予約権を発行しております。

2015年10月23日開催の株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額（年間5億円以内）の範囲内において、各取締役役に求められる役割、職責、実績等を勘案し、取締役会にて各取締役の報酬額を決定しております。また、監査役の報酬につきましては、2018年6月15日開催の株主総会が決定する報酬総額の限度額（年間50百万円以内）の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議にて決定しております。

最近事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容としては、2019年6月18日開催の取締役会において各取締役の報酬を決議、2019年4月25日及び2019年6月18日開催の取締役会において各取締役（役付取締役を除く。）に対する新株予約権の付与数を決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額 （千円）	対象となる役員の員数 （名）
		固定報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	185,740	185,740	7
監査役 （社外監査役を除く）	—	—	—
社外役員	10,650	10,650	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（名）	内容
21,859	3	使用人兼務取締役の使用人分としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度(2018年8月1日から2019年7月31日まで)及び当連結会計年度(2019年8月1日から2020年7月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2018年8月1日から2019年7月31日まで)及び当事業年度(2019年8月1日から2020年7月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2020年8月1日から2020年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年8月1日から2020年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示ができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催するセミナーへの参加、会計関連書籍の定期購読を行って法制度改正に関し、当社への影響度の評価を定期的を実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年7月31日)	当連結会計年度 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	976,052	924,558
売掛金	489,591	310,135
製品	413,477	842,013
原材料及び貯蔵品	100,419	176,264
未収還付法人税等	—	9,948
その他	61,027	193,615
貸倒引当金	—	△1,621
流動資産合計	2,040,567	2,454,916
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 11,896	※1 11,339
土地	※2 242,139	※2 242,578
その他（純額）	※1 33,082	※1 42,172
有形固定資産合計	287,118	296,090
無形固定資産		
その他	6,087	38,575
無形固定資産合計	6,087	38,575
投資その他の資産		
繰延税金資産	52,287	41,062
その他	34,209	61,118
投資その他の資産合計	86,497	102,181
固定資産合計	379,704	436,846
資産合計	2,420,272	2,891,762

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年7月31日)	当連結会計年度 (2020年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	116,564	256,856
短期借入金	※3 100,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 5,544	※2 5,544
未払法人税等	350,554	9,893
賞与引当金	12,561	8,583
その他	126,813	189,807
流動負債合計	712,037	470,685
固定負債		
長期借入金	※2 141,222	※2 135,678
その他	14,847	21,313
固定負債合計	156,069	156,991
負債合計	868,106	627,676
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,000	98,000
利益剰余金	1,456,854	2,174,118
株主資本合計	1,554,854	2,272,118
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△2,689	△8,031
その他の包括利益累計額合計	△2,689	△8,031
純資産合計	1,552,165	2,264,086
負債純資産合計	2,420,272	2,891,762

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2020年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	974,527
売掛金	371,080
製品	944,134
原材料及び貯蔵品	174,151
未収還付法人税等	9,948
その他	199,374
貸倒引当金	△1,621
流動資産合計	2,671,595
固定資産	
有形固定資産	294,891
無形固定資産	49,689
投資その他の資産	117,356
固定資産合計	461,936
資産合計	3,133,531
負債の部	
流動負債	
買掛金	168,545
1年内返済予定の長期借入金	5,544
未払法人税等	109,265
賞与引当金	24,467
その他	188,263
流動負債合計	496,085
固定負債	
長期借入金	134,292
その他	19,621
固定負債合計	153,913
負債合計	649,998
純資産の部	
株主資本	
資本金	98,000
利益剰余金	2,383,594
株主資本合計	2,481,594
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	1,938
その他の包括利益累計額合計	1,938
純資産合計	2,483,533
負債純資産合計	3,133,531

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
売上高	3,448,507	4,290,404
売上原価	1,101,126	1,252,668
売上総利益	2,347,381	3,037,735
販売費及び一般管理費	※1,※2 927,694	※1,※2 1,961,751
営業利益	1,419,687	1,075,984
営業外収益		
受取利息及び配当金	420	1,549
その他	8,072	2,396
営業外収益合計	8,492	3,946
営業外費用		
支払利息	1,529	3,041
為替差損	38,985	45,586
その他	4,568	954
営業外費用合計	45,083	49,582
経常利益	1,383,096	1,030,348
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 1,787
特別利益合計	—	1,787
税金等調整前当期純利益	1,383,096	1,032,136
法人税、住民税及び事業税	506,527	303,574
法人税等調整額	△27,306	11,189
法人税等合計	479,220	314,764
当期純利益	903,876	717,371
親会社株主に帰属する当期純利益	903,876	717,371

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
当期純利益	903,876	717,371
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△2,689	△5,342
その他の包括利益合計	※1,※2 △2,689	※1,※2 △5,342
包括利益	901,186	712,029
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	901,186	712,029
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)
売上高	1,225,648
売上原価	357,367
売上総利益	868,281
販売費及び一般管理費	562,982
営業利益	305,298
営業外収益	
受取利息及び配当金	166
為替差益	3,701
その他	757
営業外収益合計	4,625
営業外費用	
支払利息	624
その他	117
営業外費用合計	742
経常利益	309,181
税金等調整前四半期純利益	309,181
法人税、住民税及び事業税	116,431
法人税等調整額	△16,726
法人税等合計	99,704
四半期純利益	209,476
親会社株主に帰属する四半期純利益	209,476

【四半期連結包括利益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 8 月 1 日 至 2020年10月31日)
四半期純利益	209,476
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	9,970
その他の包括利益合計	9,970
四半期包括利益	219,446
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	219,446
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	38,000	612,978	650,978	—	—	650,978
会計方針の変更による累積的影響額		—	—			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	38,000	612,978	650,978	—	—	650,978
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		903,876	903,876			903,876
剰余金から資本金への振替	60,000	△60,000	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△2,689	△2,689	△2,689
当期変動額合計	60,000	843,876	903,876	△2,689	△2,689	901,186
当期末残高	98,000	1,456,854	1,554,854	△2,689	△2,689	1,552,165

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	98,000	1,456,854	1,554,854	△2,689	△2,689	1,552,165
会計方針の変更による累積的影響額		△108	△108			△108
会計方針の変更を反映した当期首残高	98,000	1,456,746	1,554,746	△2,689	△2,689	1,552,056
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		717,371	717,371			717,371
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△5,342	△5,342	△5,342
当期変動額合計	—	717,371	717,371	△5,342	△5,342	712,029
当期末残高	98,000	2,174,118	2,272,118	△8,031	△8,031	2,264,086

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,383,096	1,032,136
減価償却費	10,816	27,026
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	1,621
受取利息及び受取配当金	△420	△1,549
支払利息	1,529	3,041
為替差損益 (△は益)	13,527	15,590
固定資産売却損益 (△は益)	—	△1,787
売上債権の増減額 (△は増加)	△70,591	178,456
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△249,747	△509,221
仕入債務の増減額 (△は減少)	167,428	132,803
未払又は未収消費税等の増減額	△29,437	△109,524
その他	△11,294	47,608
小計	1,214,906	816,199
利息及び配当金の受取額	420	1,549
利息の支払額	△1,529	△2,961
法人税等の支払額	△464,243	△653,268
営業活動によるキャッシュ・フロー	749,553	161,517
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△277,031	△36,952
有形固定資産の売却による収入	—	3,150
無形固定資産の取得による支出	△6,098	△31,972
その他	△33,870	△24,928
投資活動によるキャッシュ・フロー	△317,000	△90,704
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000	△100,000
長期借入れによる収入	150,000	—
長期借入金の返済による支出	△3,234	△5,544
その他	△449	361
財務活動によるキャッシュ・フロー	246,316	△105,182
現金及び現金同等物に係る換算差額	△15,551	△17,124
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	663,317	△51,493
現金及び現金同等物の期首残高	312,734	976,052
現金及び現金同等物の期末残高	※ 976,052	※ 924,558

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Xiaozhi Cosmetic (Shanghai) Inc.

AXXZIA (HongKong) International Limited

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は12月31日であります。

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は建物及び構築物については定額法を、その他の資産については定率法を採用しております。

また、在外子会社については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りです。

建物及び構築物 4～15年

その他 2～5年

ロ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込み額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社は従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Xiaozi Cosmetic (Shanghai) Inc.

AXXZIA (HongKong) International Limited

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は12月31日であります。

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は建物及び構築物については定額法を、その他の資産については定率法を採用しております。

また、在外子会社については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りです。

建物及び構築物 4～15年

その他 2～10年

ロ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込み額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社は従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

下記の会計方針の変更に關する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、2019年8月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(国際財務報告基準第16号「リース」の適用)

海外連結子会社において、翌連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号という。))を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他」が2,117千円増加し、流動負債の「その他」が1,898千円増加しております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(国際財務報告基準第16号「リース」の適用)

海外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他」が2,117千円増加し、流動負債の「その他」が1,898千円増加しております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審査会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審査会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審査会 (FASB) は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております (IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日企業会計基準委員会）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年7月期の年度末より適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年7月期の年度末から適用します。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 7 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,561千円	38,675千円
計	11,561	38,675

※ 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 7 月 31 日)
土地	210,549千円	210,988千円
計	210,549	210,988

担保にかかる債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 7 月 31 日)
1 年内返済予定の長期借入金	5,544千円	5,544千円
長期借入金	141,222	135,678
計	146,766	141,222

※ 3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 3 行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 7 月 31 日)
当座貸越極度額	100,000千円	500,000千円
借入実行残高	100,000	—
差引額	—	500,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
役員報酬	183,993千円	191,281千円
従業員給料及び手当	190,745	289,090
広告宣伝費	119,581	515,817
支払手数料	73,737	426,860
減価償却費	3,733	17,001
賞与引当金繰入額	10,924	7,388

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
研究開発費	347千円	10,768千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
車両運搬具等	一千円	1,787千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,689千円	△5,342千円
その他の包括利益合計	△2,689	△5,342

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	△2,689千円	△5,342千円
税効果額	—	—
税効果調整後	△2,689	△5,342
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△2,689	△5,342
税効果額	—	—
税効果調整後	△2,689	△5,342

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	760	22,040	—	22,800
合計	760	22,040	—	22,800

（注）普通株式の増加22,040株は、株式分割（1株につき30株に分割）によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	22,800	—	—	22,800
合計	22,800	—	—	22,800

（注）2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は株式分割前の株式数を基準としております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
現金及び預金勘定	976,052千円	924,558千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	976,052	924,558

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主に、車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。有価証券取引、デリバティブ取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金のうち一部外貨建ての預金があり、これらは為替変動リスクに晒されておりますが、外国為替の市場動向を随時チェックし、市場リスクの低減に努めております。

営業債権である売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。すなわち、取引先の与信限度額を設定し、取引先毎に回収状況を月次でチェックして残高を管理するとともに、定期的にモニタリングすることで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、一部について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

管理部で流動性リスクへ備えるため、資金繰り状況をモニタリングし手元流動性を維持すること、取引銀行より当座貸越枠を確保することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

前連結会計年度(2019年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	976,052	976,052	—
(2) 売掛金	489,591	489,591	—
資産計	1,465,643	1,465,643	—
(1) 買掛金	116,564	116,564	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	5,544	6,582	1,038
(4) 未払法人税等	350,554	350,554	—
(5) 長期借入金	141,222	141,765	543
負債計	713,885	715,467	1,582

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金 (2)短期借入金 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年内返済予定の長期借入金 (5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	976,052	—	—	—
売掛金	489,591	—	—	—
合計	1,465,643	—	—	—

(注) 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	5,544	5,544	72,544	5,544	5,544	52,046
合計	105,544	5,544	72,544	5,544	5,544	52,046

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。有価証券取引、デリバティブ取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金のうち一部外貨建ての預金があり、これらは為替変動リスクに晒されておりますが、外国為替の市場動向を随時チェックし、市場リスクの低減に努めております。

営業債権である売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。すなわち、取引先の与信限度額を設定し、取引先毎に回収状況を月次でチェックして残高を管理するとともに、定期的にモニタリングすることで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、一部について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

管理部で流動性リスクへ備えるため、資金繰り状況をモニタリングし手元流動性を維持すること、取引銀行より当座貸越枠を確保することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

当連結会計年度（2020年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	924,558	924,558	—
(2) 売掛金	310,135		
貸倒引当金 (※)	△1,621		
	308,514	308,514	—
(3) 未収還付法人税等	9,948	9,948	—
資産計	1,243,022	1,243,022	—
(1) 買掛金	256,856	256,856	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	5,544	6,502	958
(3) 未払法人税等	9,893	9,893	—
(4) 長期借入金	135,678	135,201	△476
負債計	407,972	408,454	481

(※) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金 (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	924,558	—	—	—
売掛金	310,135	—	—	—
合計	1,234,694	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	5,544	72,544	5,544	5,544	5,544	46,502
合計	5,544	72,544	5,544	5,544	5,544	46,502

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 35名	当社取締役 1名 当社従業員 8名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 391株	普通株式 28株	普通株式 4株
付与日	2019年5月17日	2019年7月30日	2019年7月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人いずれかの地位を保有していることを要します。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	391	28	4
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	391	28	4
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	780,000	780,000	780,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストックオプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位あたりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 円

当連結会計年度（自2019年8月1日 至2020年7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 35名	当社取締役 1名 当社従業員 8名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 391株	普通株式 28株	普通株式 4株
付与日	2019年5月17日	2019年7月30日	2019年7月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人いずれかの地位を保有していることを要します。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	391	28	4
付与	—	—	—
失効	26	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	365	28	4
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	780,000	780,000	780,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストックオプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位あたりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2019年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年 7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	30,882千円
連結会社間内部利益消去	12,271
賞与引当金	4,346
その他	4,787
繰延税金資産合計	52,287
繰延税金資産の純額	52,287

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度 (2020年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年 7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,053千円
連結会社間内部利益消去	24,996
賞与引当金	2,968
未払費用	4,691
その他	6,352
繰延税金資産合計	41,062
繰延税金資産の純額	41,062

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年 7月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
所得拡大促進税制による税額控除	△1.9
在外子会社の税率差異	△1.7
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

当社は、「化粧品事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当社は、「化粧品事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品事業に係る外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
1,075,750	2,250,834	121,922	3,448,507

(注) 売上高は最終納入先を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
JIUCHONGTIAN TRADE LIMITED	699,310	化粧品事業

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品事業に係る外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
465,089	3,690,044	135,270	4,290,404

(注) 売上高は最終納入先を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	段 卓	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 25.26	—	当社銀行借入 に対する債務 保証 (注) 2	146,766	—	—
							当社リース債務 に対する債務 保証 (注) 3	19,420	—	—
役員及びその 近親者が議決権の過 半数を所有している会 社及びその 子会社	株式会社 フェリーク (注) 5、6	東京都 新宿区	10,450	エステサロ ン事業	—	化粧品 の 販売等 役員の兼任	化粧品の 販売 (注) 4	131,682	売掛金	48,987
							不動産の 譲受 (注) 4	41,830	—	—
	株式会社 エイブラ (注) 5、7	東京都 新宿区	5,000	美容機器等 の販売	—	美容機器等 の購入 役員の兼任	美容機器等 の購入 (注) 4	24,457	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長の段卓より債務保証を受けております。また、取引金額は保証債務の期末残高を記載しております。なお、当該債務保証につきましては、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社は、リース契約に対して代表取締役社長の段卓より債務保証を受けております。また、取引金額は期末リース債務残高を記載しております。なお、当該債務保証につきましては、保証料の支払は行っておりません。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との営業取引は、市場価格を参考に、交渉の上で決定しております。

不動産の譲受については、不動産鑑定評価額を勘案して決定しております。

5. 株式会社フェリーク及び株式会社エイブラは2019年6月に関連当事者ではなくなっております。

そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高は関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

6. 2018年12月17日に株式会社フェリーク（吸収合併存続会社）は、ビジョナリー株式会社（吸収合併消滅会社）及びビューティーグレース有限会社（吸収合併消滅会社）との合併を行いました。株式会社フェリークとの化粧品の販売に関する取引金額には、2018年12月17日までのビジョナリー株式会社（吸収合併消滅会社）及びビューティーグレース有限会社（吸収合併消滅会社）との取引金額を合算して記載しております。

7. 2018年12月1日に株式会社ビューティック（吸収合併存続会社）は、株式会社エイブラ（吸収合併消滅会社）との合併を行い、その後株式会社エイブラに商号変更をしております。株式会社エイブラ（吸収合併存続会社）との美容機器等の購入に関する取引金額には、2018年12月1日までの株式会社エイブラ（吸収合併消滅会社）との取引金額を合算して記載しております。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	段 卓	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 25.26	—	当社銀行借入 に対する債務 保証 (注) 2	141,222	—	—
							当社リース債務 に対する債務 保証 (注) 3	26,930	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長の段卓より債務保証を受けております。また、取引金額は保証債務の期末残高を記載しております。なお、当該債務保証につきましては、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社は、リース契約に対して代表取締役社長の段卓より債務保証を受けております。また、取引金額は期末リース債務残高を記載しております。なお、当該債務保証につきましては、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	68.08円	99.30円
1株当たり当期純利益	39.64円	31.46円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき30株の割合、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	903,876	717,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	903,876	717,371
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,800	22,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 新株予約権の個数 391個 普通株式 391千株 第2回新株予約権 新株予約権の個数 28個 普通株式 28千株 第3回新株予約権 新株予約権の個数 4個 普通株式 4千株	第1回新株予約権 新株予約権の個数 365個 普通株式 365千株 第2回新株予約権 新株予約権の個数 28個 普通株式 28千株 第3回新株予約権 新株予約権の個数 4個 普通株式 4千株

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2020年8月18日開催の取締役会にて、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を決議いたしました。

1. 株式分割の目的

上場後の当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るべく分割を行うものです。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2020年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割を行います。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	22,800株
今回の分割により増加する株式数	22,777,200株
株式分割後の発行済株式総数	22,800,000株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2020年9月15日(火)
基準日	2020年9月30日(水)
効力発生日	2020年10月1日(木)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社定款の一部変更を行います。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当会社が発行することができる株式の総数は、 <u>240,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社が発行することができる株式の総数は、 <u>240,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の内容

効力発生日	2020年10月1日(木)
-------	---------------

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権の全てに対し、当社普通株式1株から当社普通株式1,000株に変更になります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当第１四半期連結会計期間 (2020年10月31日)	
当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	—
差引額	500,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第１四半期連結累計期間 (自 2020年８月１日 至 2020年10月31日)	
減価償却費	5,183千円

(株主資本等関係)

当第１四半期連結累計期間（自 2020年８月１日 至 2020年10月31日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間（自 2020年８月１日 至 2020年10月31日）

当社グループは、「化粧品事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり四半期純利益	9.19円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	209,476
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	209,476
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価は把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,544	5,544	1.72	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,573	7,516	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	141,222	135,678	1.72	2021年～2033年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	14,847	21,313	—	2021年～2025年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	266,186	170,051	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	72,544	5,544	5,544	5,544
リース債務	5,617	3,837	3,676	7,893

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	947,432	834,731
売掛金	※2 534,660	310,135
製品	394,052	780,388
原材料及び貯蔵品	98,292	176,264
前渡金	12,820	22,531
前払費用	26,754	61,429
関係会社短期貸付金	—	11,070
その他	2,658	107,562
貸倒引当金	—	△1,621
流動資産合計	2,016,672	2,302,492
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	11,896	11,339
工具、器具及び備品（純額）	11,353	15,440
土地	※1 242,139	※1 242,578
その他（純額）	2,266	—
リース資産（純額）	19,189	24,408
有形固定資産合計	286,845	293,766
無形固定資産		
その他	6,000	38,508
無形固定資産合計	6,000	38,508
投資その他の資産		
関係会社株式	55,218	44,165
繰延税金資産	40,016	22,156
その他	33,421	60,673
投資その他の資産合計	128,655	126,995
固定資産合計	421,501	459,270
資産合計	2,438,174	2,761,763

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 114,874	227,171
短期借入金	※3 100,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 5,544	※1 5,544
リース債務	4,573	5,617
未払金	73,311	※2 127,185
未払費用	3,226	2,989
未払法人税等	347,427	7,174
前受金	9,114	38,841
前受収益	—	195
預り金	12,587	24,662
賞与引当金	12,561	8,583
その他	23,336	5,146
流動負債合計	706,557	453,112
固定負債		
長期借入金	※1 141,222	※1 135,678
リース債務	14,847	21,313
固定負債合計	156,069	156,991
負債合計	862,627	610,103
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,000	98,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,477,546	2,053,659
利益剰余金合計	1,477,546	2,053,659
株主資本合計	1,575,546	2,151,659
純資産合計	1,575,546	2,151,659
負債純資産合計	2,438,174	2,761,763

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
売上高	3,467,232	4,093,679
売上原価		
製品期首たな卸高	180,754	394,052
当期製品製造原価	1,341,582	1,694,990
合計	1,522,337	2,089,043
他勘定振替高	※2 10,135	※2 19,715
製品期末たな卸高	394,052	780,388
製品売上原価	1,118,148	1,288,939
売上総利益	2,349,083	2,804,739
販売費及び一般管理費	※1 899,865	※1 1,899,189
営業利益	1,449,217	905,550
営業外収益		
受取利息及び配当金	390	1,383
その他	8,072	1,897
営業外収益合計	8,462	3,281
営業外費用		
支払利息	1,529	2,752
為替差損	39,092	42,416
その他	4,568	945
営業外費用合計	45,190	46,114
経常利益	1,412,489	862,716
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 1,787
特別利益合計	—	1,787
特別損失		
関係会社株式評価損	—	21,657
特別損失合計	—	21,657
税引前当期純利益	1,412,489	842,846
法人税、住民税及び事業税	502,956	248,874
法人税等調整額	△15,035	17,859
法人税等合計	487,921	266,733
当期純利益	924,568	576,112

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 7 月31日)		当事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	466,173	34.7	758,186	44.7
II 労務費		42,764	3.2	39,568	2.3
III 経費		832,644	62.1	897,811	53.0
当期総製造費用		1,341,582	100.0	1,695,566	100.0
他勘定振替高		—		575	
当期製品製造原価		1,341,582		1,694,990	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は期末において、製品、原材料、売上原価等に配賦しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 7 月31日)	当事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)
外注費 (千円)	814,418	874,317

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	38,000	612,978	612,978	650,978	650,978
当期変動額					
当期純利益		924,568	924,568	924,568	924,568
剰余金から資本金への振替	60,000	△60,000	△60,000	－	－
当期変動額合計	60,000	864,568	864,568	924,568	924,568
当期末残高	98,000	1,477,546	1,477,546	1,575,546	1,575,546

当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計				
		その他利益剰余金	利益剰余金合計					
		繰越利益剰余金						
当期首残高	98,000	1,477,546	1,477,546	1,575,546	1,575,546			
当期変動額								
当期純利益		576,112	576,112	576,112	576,112			
当期変動額合計	—	576,112	576,112	576,112	576,112			
当期末残高	98,000	2,053,659	2,053,659	2,151,659	2,151,659			

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りです。

建物 4～15年

その他 2～5年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込み額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度における負担額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記の通りです。

建物 4～15年

その他 2～10年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込み額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度における負担額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。なお、この表示方法の変更が貸借対照表に与える影響はありません。

当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
土地	210,549千円	210,988千円
計	210,549	210,988

担保にかかる債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	5,544千円	5,544千円
長期借入金	141,222	135,678
計	146,766	141,222

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
流動資産		
売掛金	53,411千円	一千円
流動負債		
買掛金	631	—
未払金	—	24,521

※3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を結んでおります。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	500,000千円
借入実行残高	100,000	—
差引額	—	500,000

(損益計算書関係)

※ 1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度73%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度27%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 7 月31日)	当事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)
役員報酬	182,858千円	189,104千円
従業員給料及び手当	181,228	263,874
広告宣伝費	121,599	492,261
支払手数料	73,088	411,193
減価償却費	3,690	9,018
賞与引当金繰入額	10,482	7,388
貸倒引当金繰入額	—	1,621

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 7 月31日)	当事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)
販売費	10,135千円	19,715千円
計	10,135	19,715

※ 3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 8 月 1 日 至 2019年 7 月31日)	当事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)
車両運搬具等	一千円	1,787千円
計	—	1,787

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年 7 月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式55,218千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年 7 月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式44,165千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年 7 月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年 7 月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	30,882千円
賞与引当金	4,346
その他	4,787
繰延税金資産合計	40,016
繰延税金資産の純額	40,016

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度 (2020年 7 月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年 7 月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,053千円
賞与引当金	2,968
関係会社株式評価損	7,491
未払費用	3,290
その他	6,352
繰延税金資産合計	22,156
繰延税金資産の純額	22,156

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年 7 月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.1
所得拡大促進税制による税額控除	△2.3
研究開発費特別控除	△0.2
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2020年8月18日開催の取締役会にて、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を決議いたしました。

1. 株式分割の目的

上場後の当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るべく分割を行うものです。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2020年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割を行います。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	22,800株
今回の分割により増加する株式数	22,777,200株
株式分割後の発行済株式総数	22,800,000株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2020年9月15日 (火)
基準日	2020年9月30日 (水)
効力発生日	2020年10月1日 (木)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	69.10円	94.37円
1株当たり当期純利益	40.55円	25.27円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価は把握できない為記載しておりません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社定款の一部変更を行います。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社が発行することができる株式の総数は、 <u>240,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社が発行することができる株式の総数は、 <u>240,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の内容

効力発生日 2020年10月1日(木)

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権の全てに対し、当社普通株式1株から当社普通株式1,000株に変更になります。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

前事業年度（2019年7月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は55,218千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度（2020年7月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は44,165千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	13,511	2,296	—	15,807	4,468	2,853	11,339
工具、器具及び備品	19,454	15,431	990	33,894	18,453	11,222	15,440
土地	242,139	439	—	242,578	—	—	242,578
リース資産	19,870	21,290	13,878	27,282	2,873	4,968	24,408
その他	3,400	—	3,400	—	—	—	—
有形固定資産計	298,374	39,456	18,268	319,562	25,795	19,043	293,766
無形固定資産							
その他	6,000	32,508	—	38,508	—	—	38,508
無形固定資産計	6,000	32,508	—	38,508	—	—	38,508
長期前払費用	—	—	—	7,938	26	21	7,911 (15)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 直営店舗の造作物作製によるもの 11,021千円

リース資産 社用車の買換えによるもの 20,270千円

2. 「長期前払費用」の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」、及び「当期減少額」の記載を省略しております。
3. 「長期前払費用」の()は内数で1年内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表上は流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。
4. 「長期前払費用」については、貸借対照表の「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	1,621	—	—	1,621
賞与引当金	12,561	8,583	12,561	—	8,583

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	7月31日、1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1 無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告により行っております。 但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://axxzia.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2019年5月17日	2019年7月30日	2019年7月31日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 391株	普通株式 28株	普通株式 4株
発行価格	780,000円(注) 2	780,000円(注) 2	780,000円(注) 2
資本組入額	390,000円	390,000円	390,000円
発行価額の総額	304,980,000円	21,840,000円	3,120,000円
資本組入額の総額	152,490,000円	10,920,000円	1,560,000円
発行方法	2019年4月25日臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2019年6月18日臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2019年6月18日臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年7月31日であります。
2. 発行価格は、新株予約権の割当日においてDCF法及び類似会社比較法の折衷法に基づき算定した公正価値により算定された価格であります。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	780,000円	780,000円	780,000円
行使期間	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日	自 2022年8月1日 至 2027年7月31日
行使の条件	(注) 4	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(注) 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人いずれかの地位を保有していることを要します。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。
 - ②次のいずれかに該当する事由が発生した場合、新株予約権者は当該新株予約権を行使することができません。但し、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。
 - a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 権利者が当社又は当社関係会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社関係会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は当社関係会社の信用を損ねた場合
 - d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - g. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じとします。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - h. 新株予約権者が自己に適用される当社又は当社関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められません。
 - ④本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使はできません。
 - ⑥本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
 - ⑦新株予約者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。
5. 新株予約権①及び新株予約権②については、退職等により従業員6名33株分が喪失しております。
6. 2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前のものを記載しております。なお、当該株式分割による新株予約権①、新株予約権②及び新株予約権③の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」に関する事項については以下のとおり調整されております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行数	普通株式 391,000株	普通株式 28,000株	普通株式 4,000株
発行価格	780円	780円	780円
資本組入額	390円	390円	390円

2 【取得者の概況】

2019年4月25日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（新株予約権①）の発行

取得者の氏名	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
吉田 雅弘	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	45,000	35,100,000 (780)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
武 君	東京都江東区	会社役員	45,000	35,100,000 (780)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
張 輝	東京都新宿区	会社役員	45,000	35,100,000 (780)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
福井 康人	千葉県柏市	会社役員	45,000	35,100,000 (780)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
王 志華	東京都練馬区	会社員	18,000	14,040,000 (780)	当社の従業員
宮川 恵美	東京都世田谷区	会社員	18,000	14,040,000 (780)	当社の従業員
洲上 聡	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	18,000	14,040,000 (780)	当社の従業員
沖 このみ	神奈川県川崎市宮前区	会社員	15,000	11,700,000 (780)	当社の従業員
小中居 学	埼玉県ふじみ野市	会社員	11,000	8,580,000 (780)	当社の従業員
小林 昭文	埼玉県さいたま市桜区	会社員	11,000	8,580,000 (780)	当社の従業員
駒崎 加奈絵	東京都品川区	会社員	6,000	4,680,000 (780)	当社の従業員
神谷 隆暖	神奈川県横浜市南区	会社員	6,000	4,680,000 (780)	当社の従業員
正木 美帆	東京都八王子市	会社員	5,000	3,900,000 (780)	当社の従業員
林 子昇	東京都大田区	会社員	5,000	3,900,000 (780)	当社の従業員
張 博超	千葉県船橋市	会社員	5,000	3,900,000 (780)	当社の従業員
田中 昌彦	埼玉県さいたま市中央区	会社員	4,000	3,120,000 (780)	当社の従業員
森 みなみ	東京都世田谷区	会社員	4,000	3,120,000 (780)	当社の従業員
塩島 由樹	東京都渋谷区	会社員	4,000	3,120,000 (780)	当社の従業員

取得者の氏名	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
森田 久美子	東京都板橋区	会社員	4,000	3,120,000 (780)	当社の従業員
金山 英未	東京都調布市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
清水 美里	東京都町田市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
木村 彩恵	神奈川県川崎市 中原区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
和田 莉央	埼玉県熊谷市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
田村 真理	大阪府堺市西区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
加藤 聖也	東京都世田谷区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
玄 宇光	東京都八王子市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
李 嘉穹	東京都世田谷区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
邱 婧芸	東京都中野区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
滝口 嵯子	神奈川県藤沢市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
阿部 里美	東京都昭島市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
梅本 舞	大阪府八尾市	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
長谷川 美保	神奈川県横浜市 鶴見区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
山口 純司	東京都世田谷区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
田中 彩夏	神奈川県横浜市 旭区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員
岡本 敏和	東京都品川区	会社員	3,000	2,340,000 (780)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、「割当株数」及び「価格（単価）」は2020年10月1日付株式分割後の数字を記載しております。

2019年6月18日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（新株予約権②）の発行

取得者の氏名	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
荒川 雄二郎	東京都港区	会社役員	10,000	7,800,000 (780)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
占 麗波	東京都荒川区	会社員	4,000	3,120,000 (780)	当社の従業員
陳 瓏琳	東京都国分寺市	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員
鈴木 帆乃夏	埼玉県川口市	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員
張 純珊	東京都新宿区	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員
林 那津美	神奈川県川崎市 中原区	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員
陳 曉梅	東京都江戸川区	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員

(注) 3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

4. 2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、「割当株数」及び「価格（単価）」は2020年10月1日付株式分割後の数字を記載しております。

2019年6月18日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（新株予約権③）の発行

取得者の氏名	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
東 可愛	東京都町田市	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員
小林 慶大	東京都江戸川区	会社員	2,000	1,560,000 (780)	当社の従業員

(注) 5. 2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、「割当株数」及び「価格（単価）」は2020年10月1日付株式分割後の数字を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除きます。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
段 卓（注）2、4	東京都千代田区	5,760,000	24.84
王 曉維（通称名 天野 曉維） （注）2、5、6	東京都千代田区	5,760,000	24.84
株式会社イーグルファイナンス （注）2、3	東京都千代田区二番町1番地 番町ハイム203	3,000,000	12.94
創維科技實業有限公司 （注）2、3	香港九龍旺角彌敦路700號16樓1613 室	3,000,000	12.94
段 世純（注）2、6	東京都千代田区	2,400,000	10.35
武 君（注）2、5、8	東京都江東区	1,725,000 (45,000)	7.44 (0.19)
雑賀 俊行（注）2、5	神奈川県鎌倉市	1,200,000	5.17
吉田 雅弘（注）5、8	神奈川県横浜市青葉区	45,000 (45,000)	0.19 (0.19)
張 輝（注）5、8	東京都新宿区	45,000 (45,000)	0.19 (0.19)
福井 康人（注）5、8	千葉県柏市	45,000 (45,000)	0.19 (0.19)
王 志華（注）7、8	東京都練馬区	18,000 (18,000)	0.08 (0.08)
宮川 恵美（注）7、8	東京都世田谷区	18,000 (18,000)	0.08 (0.08)
淵上 聡（注）7、8	神奈川県横浜市戸塚区	18,000 (18,000)	0.08 (0.08)
沖 このみ（注）7、8	神奈川県川崎市宮前区	15,000 (15,000)	0.06 (0.06)
小中居 学（注）7、8	埼玉県ふじみ野市	11,000 (11,000)	0.05 (0.05)
小林 昭文（注）7、8	埼玉県さいたま市桜区	11,000 (11,000)	0.05 (0.05)
荒川 雄二郎（注）5、8	東京都港区	10,000 (10,000)	0.04 (0.04)
駒崎 加奈絵（注）7、8	東京都品川区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
神谷 隆暖（注）7、8	神奈川県横浜市南区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
正木 美帆（注）7、8	東京都八王子市	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
林 子昇（注）7、8	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
張 博超（注）7、8	千葉県船橋市	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
田中 昌彦（注）7、8	埼玉県さいたま市中央区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
森 みなみ（注）7、8	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除きます。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
塩島 由樹（注） 7、8	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
森田 久美子（注） 7、8	東京都板橋区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
占 麗波（注） 7、8	東京都荒川区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
金山 英未（注） 7、8	東京都調布市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
清水 美里（注） 7、8	東京都町田市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
木村 彩恵（注） 7、8	神奈川県川崎市中原区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
和田 莉央（注） 7、8	埼玉県熊谷市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
田村 真理（注） 7、8	大阪府堺市西区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
加藤 聖也（注） 7、8	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
玄 宇光（注） 7、8	東京都八王子市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
李 嘉穹（注） 7、8	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
邱 婧芸（注） 7、8	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
滝口 嗟子（注） 7、8	神奈川県藤沢市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
阿部 里美（注） 7、8	東京都昭島市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
梅本 舞（注） 7、8	大阪府八尾市	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
長谷川 美保（注） 7、8	神奈川県横浜市鶴見区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
山口 純司（注） 7、8	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
田中 彩夏（注） 7、8	神奈川県横浜市旭区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
岡本 敏和（注） 7、8	東京都品川区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
陳 瓏琳（注） 7、8	東京都国分寺市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
鈴木 帆乃夏（注） 7、8	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
張 純珊（注） 7、8	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
林 那津美（注） 7、8	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
陳 曉梅（注） 7、8	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除きます。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
東 可愛 （注） 7、8	東京都町田市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
小林 慶大 （注） 7、8	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
計	—	23,190,000 (390,000)	100.00 (1.68)

（注） 1. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
4. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
5. 特別利害関係者等（当社の取締役）
6. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等以内の血族）
7. 当社の従業員
8. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年1月8日

株式会社アクシージア

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小沢 直靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本多 守

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクシージアの2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシージア及び連結子会社の2019年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株式会社アクシージア

取締役会 御 中

PwCあらた有責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小沢 直靖



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本多 亨



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクシージアの2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシージア及び連結子会社の2020年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年1月8日

株式会社アクシージア

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小沢 直靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本多 尊

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクシージアの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年8月1日から2020年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年8月1日から2020年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクシージア及び連結子会社の2020年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認め

られないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年1月8日

株式会社アクシージア

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小沢 直靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本多 守

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクシージアの2018年8月1日から2019年7月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシージアの2019年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2021年1月8日

株式会社アクシージア
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

小沢 直靖

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

本多 亨

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクシージアの2019年8月1日から2020年7月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシージアの2020年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上